

# MUSEUM ちば

## 千葉県博物館協会研究紀要

### 目次

#### 【特集】博物館・美術館の危機管理について

はじめに

[平成 26 年度]

#### ●視察報告

視察1 公益財団法人文化財虫菌害研究所 . . . . . 1

視察2 君津市立久留里城址資料館 . . . . . 2

千葉県博物館協会研究報告会

#### ●基調講演 「小さな改善から始まる館の危機管理」

公益財団法人文化財虫菌害研究所 理事長 三浦 定俊 . . . 4

#### ●実践報告 「久留里城址資料館の日常管理計画」

君津市立久留里城址資料館 主査 布施 慶子 . . . . . 12

●質疑・討議 . . . . . 16

●アンケート集計報告 . . . . . 21

●アンケート集計結果 . . . . . 23

[平成 27 年度]

#### ●視察報告

視察 骨董通り法律事務所 . . . . . 28

千葉県博物館協会研究報告会

#### ●講演1 「博物館業務と個人情報保護」

千葉県立中央博物館 副館長 萩原 恭一 . . . . . 30

#### ●講演2 「博物館活動と著作権・肖像権・個人情報・プライバシー」

骨董通り法律事務所 弁護士 小林 利明 . . . . . 36

●質疑・討議 . . . . . 45

●アンケート集計 . . . . . 50

千葉県博物館協会加盟館園一覧 . . . . . 52

第 44 号

2016 年 4 月

千葉県博物館協会

# はじめに

平成26年度から27年度の2年間、千葉県博物館協会におかれた調査研究委員会では、「博物館・美術館の危機管理について」というメインテーマの下、活動して参りました。

このテーマは多岐に亘る館園の危機管理が想定されるなか、様々な視点から考える機会とするために設定したものです。

平成26年度は、「ローコストでできる日常管理」をサブテーマとして、資料の保全について、平成27年度は、「あなたの館は大丈夫？－著作権・肖像権・個人情報－」をサブテーマとして、展示等にかかる権利関係についてテーマを設定いたしました。

平成26年度は、公益財団法人文化財虫菌害研究所三浦定俊理事長、君津市立久留里城址資料館布施慶子主査のご指導により、三浦理事長には資料に影響する危機管理全般についての講演を、布施主査には館内外の日常管理計画について実践報告を中心に、「平成26年度千葉県博物館協会研究報告会」を開催いたしました。

平成27年度は、千葉県立中央博物館萩原恭一副館長、骨董通り法律事務所小林利明弁護士の両氏にご教示をいただき、博物館活動の際に生じる権利・法規関係について講演いただきました。「平成27年度千葉県博物館協会研究報告会」では、質疑・討論の場において、個別の事例を含め会員諸氏から活発な意見が出されました。

この2年間の活動から、館園を取り巻く危機管理について深化させることができたことと再認識いたしました。

終わりに、この2年間当委員会の調査にご快諾をいただき、また、本誌にご発表を掲載させていただきました各位・各関係機関をはじめ、ご協力をいただいた多くの方々に感謝申し上げる次第です。

平成28年4月

## 平成26・27年度調査研究委員会

- 理事 望月 幹夫(松戸市立博物館)  
小野 祐司(千葉県立現代産業科学館)
- 委員 奥住 淳(芝山町立芝山古墳・はにわ博物館)  
尾崎 晃(千葉県立関宿城博物館)  
手塚 雄太(鎌ヶ谷市郷土資料館)  
森 竜哉(八千代市立郷土博物館)



# 平成26年度視察報告

## 視察 1 公益財団法人文化財虫菌害研究所

千葉県立関宿城博物館 尾崎 晃

### 1. 視察の目的

平成26年9月11日(木)に東京都新宿区にある公益財団法人文化財虫菌害研究所の三浦定俊理事長を訪ねた。目的は今年度調査研究委員会が設定した調査テーマである「ローコストで出来る博物館の日常的な危機管理」に基づき、今年度の研究報告会での基調講演を依頼するためであった。なお、三浦理事長の講演の詳細は別稿を参照されたい。

### 2. 依頼の理由

三浦理事長は東京文化財研究所で実施されている博物館・美術館等保存担当学芸員研修と、これに続くフォローアップ研修等において長く教鞭を執り、博物館・美術館学芸員に対し、保存科学の知識と技術の普及に指導的役割を果たしてきた。また現職の文化財虫菌害研究所においては、文化財虫菌害防除作業主任者研修並びに文化財IPMコーディネーター研修等において、博物館・美術館学芸員や虫害処理業者等を対象とした生物被害に対する燻蒸その他資料保存全般に関する知識・技術の習得に指導的役割を果たしてこられた。筆者自身上記の研修等に参加し、研修後も資料管理について相談に乗っていただいている。

博物館・美術館資料には虫やカビ、紫外線・盗難や取扱上での破損などいくつかの危機要因が考えられ、特に虫やカビといった生物被害は大きな問題となっている。

三浦理事長はこうした問題に対してのエキスパートであり、講演を依頼した。

### 3. 経緯の説明

まず三浦理事長に今年度調査研究委員会が設定した「ローコストで出来る博物館の日常的な危機管理」というテーマについて説明した。

博物館・美術館をとりまく危機要因にはさまざまなものがあるが、今回は特に資料に限定して資料の日常管理について加盟館園に対しアンケート調査を行った。その結果、各館共に資料を良好な状態で保管しなければならないという認識は持ちながらも現状としては十分な資料管理体制がなされている館は少なく、その理由は予算の問題や人員配置の問題といった根本的な問題の他に、劣化資料の発見から対処へのプロセスが職員間で共通認識されていないことや、資料を劣化する要因についての理解不足や対処方法が分か

らないといった職員の資質の問題も含まれていた。

こうした現状を踏まえ調査研究委員会として、まず博物館・美術館資料をとりまく危機要因をしっかりと把握すること、そして危機要因に対処する正しい方法を身につけることが必要と考えられた。

三浦理事長には加盟館園へのアンケート集計結果を元に現状を説明したうえで、全体の指針となる基調講演を依頼し、了承を得た。

### 4. 講演の概略

三浦理事長からは、資料の日常的な危機管理に関しての基本は、作業の手順であると言われた。

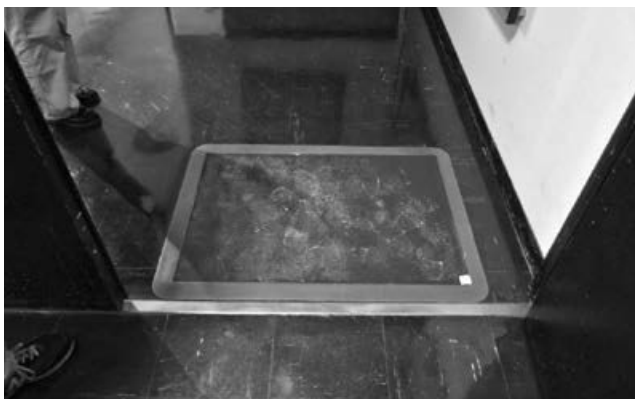
その館で何が問題とされているのか、まず問題の正体を把握し、その原因を追究すること。原因には専門家に任せないと判明しないものと素人でも分かるものがあり、自分達の力量を把握し無駄な努力はしないことが肝心であるという。原因が分かれば対処する。原因を追究せずにただ対処療法的に適当な処置をしても効果は期待できない。そして対処した結果どうなったのかを評価すること。それは対処前と後の比較で何がどう変わったのかを検討することである。そしてその後どうなっているかを再点検して、さらに被害が進むようならば再び原因の追究から入るというサイクルである。

順番はこの通りだが実際は同時並行で進めていたり、対処方法が間違っていて同じ処理を繰り返すことも現場では良く見られる。まず館の現状(予算や人手を含めて)から出来ることを選んでやっていくしかない。手間をかけずに楽をして(何もせずに)資料の危機管理は出来ない。こまめに点検し、掃除をすることだけでもいい。点検作業は問題発見の有力な手段である。お金がなくても多少の電気代だけで出来る対処方法もある。要はその気になったらどんな方法でどこまでやれるかを館内で検討し、学芸員だけでなく庶務課職員や警備員や清掃担当まで含めて館全体の協力を得て実施するようにし、毎年その記録を採り続けることである。

以上が三浦理事長から伺ったお話の一部分である。基調講演においては博物館・美術館を巡る危機要因全般とそれに対する対処方法について広く解説していただけたとのことであった。研究報告会当日が楽しみになった。

## 1. 視察の目的

平成26年11月21日(金)に君津市にある君津市立久留里城址資料館を訪れた。これは今年度調査研究委員会が設定した調査テーマである「ローコストで出来る博物館の日常的な危機管理」に基づいて加盟館園に対し実施したアンケート調査で規模は小さいながらも非常に積極的な資料保存・管理を行っている事例が紹介された。それが同館である。実際の資料管理の様子を視察した。案内は同館の平塚憲一副館長と布施慶子学芸員である。



同館入口に設置された粘着シート

## 2. 同館での資料管理活動の概要

同館で資料管理を本格的に見直すようになったきっかけは、平成16年度から臭化メチルの使用が禁止になる事情を受け、館内で他の燻蒸財への転換を検討したが市の財務当局の理解を得られなかった。そのため館内の日常管理体制を見直し、平成18年度から現在の様な日常管理計画に変更し実施することとなった。

同館は館長(非常勤)以下職員が4名(事務・学芸)の他に清掃や警備・シルバー人材からの派遣職員がいるが、全員に対し虫の発見と駆除・清掃について講習を行い、全館挙げての協力体制を敷いた。最初はあまりに細かい指示を出すので「姑のよう」と嫌がられたが、次第に館内を日常的に回る清掃や警備担当者から、発見した虫への対処について相談されることが多くなり、だんだんと館内の虫菌害から資料を守る意識が高まったという。また事務職員にも学芸員資格者が採用され理解が深まり、館長以下も日常業務のちょっとした空き時間を使って館内の見回りや虫の駆除、清掃などに協力してくれるようになった。

同館での日常管理計画は、定期的に収蔵庫および

展示資料の清掃と点検を行う他に、年間3回の環境調査を業務委託し、虫菌害や資料の退色などの実態把握に努めている。(実際に館内と収蔵庫を見学したが資料は拭き掃除がされていて全体的にきれいであった)こまめな虫発見と駆除に努めてはいるものの自然環境豊かな館周辺では虫の侵入を防ぐことは出来ず、いつの間にか展示資料内で虫が増殖していることもあるという。



布施氏の案内で収蔵庫を見学

## 3. 城郭系博物館という環境

久留里城は県内でも指折りの広大な敷地を持つ城郭で、同館はその二の丸に建設され、周囲は広い国有林である。自然の豊かな環境は虫や動植物が多く生息し、資料にとって良い環境とは言い難い。職員は山奥の本丸と模擬天守閣や麓の駐車場までの山全体の管理をしなければならず、同館の事例は恵まれた環境とは言えない中で、資料保全の意識の高い職員が中心となって館全員の協力を得て長期的な計画の元に資料への危機管理対策を行っている好例と言えよう。予算的にも厳しい中で、人の手を借りて資料を守る方法は、まさにローコストで出来る日常的な危機管理と言える。



久留里城本丸跡に建つ模擬天守閣

# 平成26年度 千葉県博物館協会研究報告会

テーマ:「博物館・美術館の危機管理について」ーローコストでできる日常管理ー

1. 日 時 平成27年2月10日(火) 午後1時20分～4時10分

2. 場 所 千葉県立現代産業科学館研修室

3. 主 催 千葉県博物館協会・調査研究委員会

## 4. 当日日程

開催 挨拶

県博協挨拶

趣旨及び日程説明

基調講演 「小さな改善から始まる館の危機管理」

公益財団法人文化財虫菌害研究所 理事長 三浦 定俊氏

実践報告 「久留里城址資料館の日常管理計画」

君津市立久留里城址資料館 主査 布施 慶子氏

休 憩

アンケート集計報告

質疑・討議

閉会挨拶

# 基調講演 「小さな改善から始まる館の危機管理」

公益財団法人 文化財虫菌害研究所 理事長 三浦 定俊



ただいまご紹介いただきました三浦でございます。この研修会は、先程のお話にもありましたように、館の危機管理ということとローコストということが二つのキーワードになっています。私なりにどう結びつけるかということで、「小さな改善から始まる館の危機管理」ということでお話をさせていただきたいと思っております。

〔以下スライドに添って進行〕

## ○施設公開施設の危機管理

まず、博物館・美術館・図書館など、資料公開施設とまとめていえますが、これらの危機管理には人の安全と資料の安全との両方があります。この場合、人には来館者とそこで働く職員、あるいは周辺の住民ということも含まれるかと思っております。資料の安全には、災害による危機と、今日お話をする通常の展示・収蔵の状況による危機が考えられます。これまでは、危機管理といいますが、災害による危機が大きく取り上げられてきたわけですが、展示・収蔵状況の管理も広い意味での危機管理と考えることができるというのが今回の趣旨だと思っております。

そういった危機管理を考える時に、博物館・美術館でも念頭に置いておきたいことがあります。例えばこの館(千葉県立現代産業科学館)は市川市にあるわけですが、自治体が災害に対する危機管理のためにハザードマップを作っていることはご存じかと思っております。スライドのハザードマップは、市川

市のもので、もしも江戸川が氾濫したならばどのくらい水をかぶる可能性があるのかということを表しています。今自分たちの施設がどこにあって、もし想定事態が起きた際にはどちらの方向に逃げればいいのか、避難施設は、避難経路はどうか、あるいは非常持ち出しとしてどのようなものを優先するかといったことを考える、そういった備えが必要であるということは、地方自治体から皆さんに周知しているところです。これも念頭に置いておく必要があります。

## ○資料公開施設の災害対策

資料公開施設の災害対策は、立地、施設、設備、管理と4つのレベルに分けて取りくむ必要があります。例えば低湿地は立地の問題です。施設や設備が老朽化している、管理マニュアルがないなど、どのレベルが不備であっても問題が生じます。対策を今日のお話であるローコストあるいは小さな改善でやっていくということは大切なことですが、それだけではやはり限界があります。限界を踏まえながらも、まずは対策を立てるという、そういう意味で「小さな改善から始まる」をタイトルとしました。

## ○災害

災害には、自然災害、これには風水害とか地震、火山などがあります。また、放火、失火、漏電による火災、盗難、盗掘、あるいは戦争、暴力、事故などの人的災害もあります。これらに対してどう備えていくかということが災害に対する危機管理ということになります。これらのうち主なものをお話ししていきます。

## ○防災—異常気象の影響

最初にお話ししておかなければならないのは、近年、異常気象が頻繁に観測されているということです。以前は異常気象は頻繁に起こっていなかったわけですが、この十年ほどは異常気象が毎年のように繰り返し起きています。

気象庁は、異常高温・低温、異常多雨・小雨の長期変化の傾向があると発表しています。これまで平年に

対して異常といていた現象が頻繁に起こるようになったということがいわれています。具体的には、異常高温が過去百年になかった頻度で出てきている、これは季節を問わないで出現している。それから降水量についても、1日当たり100mm、200mmという大雨が長期的に増加しつつある。その一方で月当たりでは雨が少ない時もある。つまり降る時はまとめて降る、降らない時はずっと降らないといった異常気象です。これらについて気象庁は、地球温暖化の影響があるのではないかとっています。

夏期に1時間80mm以上の降水があった回数を、1975年から2013年の期間でみると右上がりになっていて、1975年には年に3回位しか大雨は降らなかったのが、2010年は8回以上、10年で1.5回ずつ増えてきている。大雨が降る回数が増えてきているということが見て取れます。



【図1:1時間降水量80ミリ以上の夏期観測回数  
(気象庁のデータ)】

こうした異常気象で、資料に何が起きるか。異常高温については、害虫が異常発生するということがあります。異常多雨があると施設への漏水、浸水が起きてカビが発生する。

それではどう備えれば良いかというと、抜本的には施設の改修ですが、「異常気象なんてうちの施設は関係ないよ」ということではなくて、少なくとも何が起こる可能性があるかということを用意して用心するというのが小さな改善の第一歩であります。

### ○防災—地震

自然災害では地震があります。地震対策として建物の耐震診断が行われています。どのくらいの震度まで大丈夫か、どのくらいの震度がくるとどういふことが起こり得るか、こういったことを知って用心することです。もちろん施設改修には大変な

お金がかかる。ただ改修費用を要求するための参考資料として耐震診断は重要です。特に古い施設では耐震診断は大事なことであろうと思います。

続いて展示・収納機器の対策としては、費用はかかりますが免震装置があります。免震ケースでなくとも資料をしっかりと支えとか、滑りにくい台にするとか、作品を固定して不安定な展示を避けるとか、そういった改善が考えられます。こういったことを少しでも改善していくのが必要なことです。ちなみに、免震ケースだからといって揺れないわけではありません。不安定な状態で設置してあったら倒れてしまう。中越地震の時、免震ケースを導入しその中に土器を置いていた館で実際にそのような被害が起きたことがあります。免震ケースに入れたから安心するのではなくて、やはり不安定な展示は避けるということが大事なことです。

もう一つ、地震の場合は、水道管が破裂するとか、火災が生じるとか、そういった二次的な被災に対する備えも大きな課題としてあります。東日本大震災のような広域災害だと多くの施設が被害を受けますので、自分の館だけではなく館同士のネットワーク作り、県単位の博物館協会のネットワークや、県を超えたネットワークも検討する必要があるのではないかと思います。

### ○防災—火災

火災への対策はいうまでも無く消火よりも防火で、火を出さないのが大原則です。たとえ火が出た時でも、早期発見・早期消火が次の原則になります。早期発見のために火災センサ、早期報知システムを取り付け、早期消火のために消火装置を手の届くところに配置するのが大事です。消火装置のうち水系のものを使いますと資料が濡れてしますので、ガス系のもがよく使われるのですけれど、ぼや程度であるならば水を使うのが1番早く確実に消すことができます。

最近では、放火によって施設が焼失することが起きています。第二次大戦の前から戦後もなくの頃に活躍した下村湖人という作家がいます。こちらの写真は、浴恩館という建物で、下村湖人が記した『次郎物語』という作品の舞台となりました。小金井市の指定文化財となっております。浴恩館のとなりに下村湖人が当時生活していた家(空林荘)がありましたが、それが放火で焼失しました。このように、防火を防犯と一緒に考えなければならない



というケースがまま見られます。小金井市では、焼失してから後となりましたけれども、建物の周囲に柵を設置する、防犯カメラを設置するということがなされています。火災対策というのは自分から火事を出すということだけでなく、放火による事故も考えていかなければならないということです。



浴恩館(小金井市指定文化財)  
下村湖人「次郎物語」の舞台

焼失した空林荘の跡地

【図2:放火による空林荘の焼失】

### ○防災—防犯

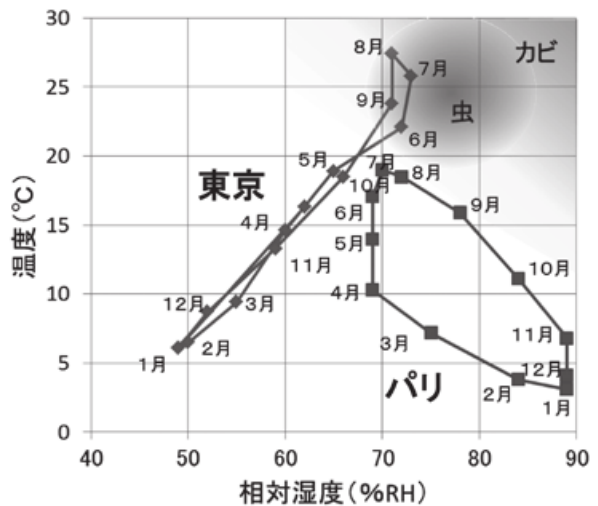
防犯については、施設設計の面から4つに分けることができます。外に面した扉や窓ガラスを二重窓や防犯ガラスにすることで扉や窓を強化するという方策が1番目、不審者が近くに寄ってこないように塀とか柵を作って接近を制御する、これが2番目の対策になります。3番目の対策として目が行き届かない死角をなくすということ、自然監視性の確保ということがあります。4番目としては、立ち入り禁止箇所を明示して領域性を確保する、例えばここは博物館の敷地なので入ってはいけませんといったことです。ただ鍵を二重にするとか、防犯ガラスにするといった設備の問題ではなくて、施設を設計する時から考えなければならないことで、環境設計による犯罪予防と呼ばれています。例えば最近の住宅では完全に外から中を目隠しするような塀はあまり作られていないと思います。中が見えない高い塀を建ててしまえば、中で何が起きているか分からずかえって安全でない。接近の制御をしつつ自然監視性も確保するという考え方の塀が多く作られています。

### ○資料が傷む要因

ここまでは自然災害、人的災害についてお話をしました。一方、資料が展示・収蔵されている日常環境の中で痛むということがあります。こういった要因で痛むか整理してみると、(1)温湿度、(2)光、(3)空気汚染、(4)生物、(5)振動・衝撃、(6)火災・地震・水害、(7)盗難・破壊等があります。こ

のうち、温湿度が適正な範囲から外れている、光が明るすぎる、空気が汚れている、虫やカビなどの問題など、(1)～(4)が日常管理の問題です。

こちらのグラフは、縦軸に月の平均温度、横軸に月の平均湿度を取ってあります。地域によって随分異なりますが、東京は6月から9月までがカビの発生しやすい範囲に入っています。その時期は、何らかの対策を立てた方が虫やカビが発生しにくくなるということでもあります。一般的に湿度の条件として、ほとんどのものが50～60%の中湿度の範囲で保存するのが望ましいといわれています。最近では省エネルギーの観点からもう少し範囲が緩くても良いのではないかと議論も出ておりますが、大まかにはこの範囲で考えて良いと思います。



【図3:温度・湿度とカビの発生】

大事なことは資料にどんな変化が起きているのかということをよく見るということです。カビは温度が低いと生えにくいのですが、冷蔵庫でも湿気た状態でおいておくとカビは生えてきます。温度が低いからカビが生えにくいということは、「生えない」ということではない。またカビは湿度60%以下で生えないのですが、カビの胞子が「死滅する」のではなく、成長はしないが生き残っている、ということでもあります。そのため安心してほっておくのではなく、何か変化していないかということを見ていくということが大切です。

### ○温湿度の条件

今申しあげましたように、文化財によって色々な条件は違いますが、大体収蔵庫の温度は20～25°C、湿度55～65%くらいにおかれています。資料は展

示室との間を、観客は外気と展示室の間を行ったり来たりします。ですから、外気の温度の変化幅に比べて展示室はより少なく、展示室よりも収蔵庫はもっと温度変化が小さくなるようにというように、資料を守るためには外界から展示室、収蔵庫へと、収蔵庫に近づくにつれて変化が少ない環境を作っていくことが必要であります。

ただ、民家とか社寺は室内と外気がほとんど一緒の環境にありますので、そういったところにある資料を収蔵庫に運び込む時には、変化幅を緩和する、しばらく時間をおくといったことをするわけがあります。桶や樽のような籬がはまっている民具などは、湿度が変化した時に変形しないかを注意する必要があるわけですね。

今申し上げましたように、展示室の温度というのは人間にとって快適な温度、ということで20℃前後となっていますが、唯一フィルムについては色素が変化しやすいということでアーカイバル保存条件は2℃と大変低い温度となっています。

フィルムなどを除いて、ほとんどの資料は温度よりも相対湿度の管理が重要であります。温度は季節で変化しても問題にはなりません、湿度はあまり変化しないでほしい。東日本大震災の時に電気エネルギーの節約をするということで空調機を停止し、温度はどこまで上げられるのか、温度幅はどのくらい変えられるのかという議論がされたことがあります。その場合も、温度は変えても良いけれど、湿度は出来るだけ大きく動かさないという話が出ておりました。

### ○ある館の展示室における温度変化

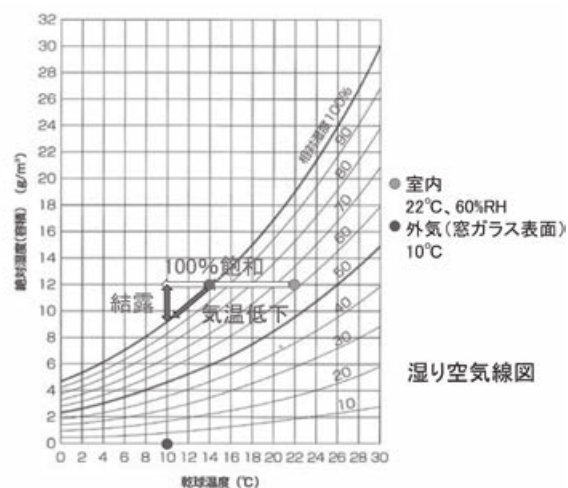
ここで一つの温湿度変化の例を挙げます。今回、こちらの協議会で行ったアンケートの中に廃校の校舎を収蔵庫にできないかという内容もありましたが、そういったところでも出てくる話です。展示室周りに回廊が廻っている館で、午後になると急に温度が上がり、湿度が急激に下がるということが繰り返して起きていました。こういった記録が観察されるということは、必ず何か温度を上げるような、湿度を下げるような原因があります。そういった原因がどこにあるのか、こういったことを防ぐためにはどうしたらいいかということを考えるということが、今日のテーマである「小さな改善」になるわけです。

この建物の場合、展示室の西側に壁を隔てて作業用の回廊があります。作業用の回廊には大きな

窓があります。この館は高層ビルの中にあります。高層ビルの中に美術館や博物館が作られることが多くなっていますが、そうするとこういった例を見かけます。すなわち、内側に展示室を作っていて、展示室の中に光が入らないように壁を切って、外側には作業用の回廊の幅を取っている。こういった構造ですから、午後になると窓から西日が差し込みます。ですから回廊部の気温が上昇して、相対湿度が低下する。そのため先の温度と湿度の測定結果が出て来たわけであります。

こういったことを防ぐためには、遮光カーテンを設置して窓から入ってくる光を防ぐ改善対策があります。ただ、それですべて解決するかというところではありません。夏は今の問題が起きたわけですが、冬は窓ガラスの温度が下がります。窓ガラスの温度が下がると室内側のガラス表面に結露してカビが発生します。カーテンを窓の前に置くと、カーテンと窓の間の空間の空気が動きませんから結露がひどくなります。

実際に結露のメカニズムをグラフ(湿り空気線図)で示します。横軸が温度、縦軸が空気中に含まれる水分の量です。斜めの曲線は相対湿度が10%きざみに書いてあるものです。室内は例えば22℃で60%だったとします。窓ガラスの表面は冬ですから10℃だとします。そうすると窓ガラスの近くの回廊の空気が冷やされますから温度が下がっていき、グラフ上では横軸に従って左側に動きます。一番上の曲線は相対湿度100%です。相対湿度が100%になりますと空気は飽和してしまいますので、このままグラフ上で左側にはいけなくて、曲線に沿って下がっていくこととなります。そうしますと、縦軸が空気に含まれている水の量ですから、この差が結露として窓ガラスに付くということが起きます。



【図4:湿り空気線図】

こういったことが起きるのを防ぐためには、窓ガラスに生じた結露を拭くしかない。もちろん窓ガラスに結露しないように風をあててやれば良いのですが、1日扇風機を動かしたままというのも人のいない回廊では難しいので、カーテンを引いて出来るだけ結露を拭く、残った結露は自然蒸発する対策を立てていく必要があります。もっと施設にお金を掛けるとするならば、窓のガラスを1枚ガラスではなくて、雪国ではよく使うのですが、二重ガラスにすることが良い。二重ガラスにすることによって、外の温度が中に伝わりにくくなります。ですから小さな改善としては、カーテンを付けて、夏はカーテンを閉じる、冬はカーテンを開いて、人間がやるしかありませんが、結露を拭いてやるということになる。そして施設を改修する際、作る際には最初から二重ガラスにすることも、地域によっては考慮する必要があるということでもあります。

結露が起きたり、カビ臭かったりすると、一体何が起きているのかということ調べる必要があります。先程の話も温度湿度計で記録して何が起きているか分かったわけですので、カビや結露などが起きやすい箇所に小型の温湿度データロガーを設置して、異常が発生するのはどの時間帯なのか、あるいはどういう季節か、どんな状況によるのか、例えば空調のオン・オフなどによるのか、そういったことを調べていく、原因を調べるというのが最初です。すなわち、結露やカビが出ていたとしても、それが一体どういう状況下で起きるのかということちゃんと知っておかないと、対策が立てられないということです。

その他よく使われる温湿度計に毛髪式があります。こういった記録計は放っておくと狂ってしまうので、測定値が狂ってないかどうか、例えば何台か記録計があったとしたならば、何台か並べて同じような値を示すかどうかという点検を、年に1回、半年に1回くらいは必ず行うようにします。

## ○光と波長

続いて光について簡単に申しますと、人間の目に見える光は波長400nmから750nmの範囲の光ですが、これより波長の短い光、紫外線は資料を退色させやすいですし、波長の長い光、赤外線は物の表面温度を上げます。光による劣化防止としては目に見えない光を除き、目に見える光を減らすということです。減らすというのは明るさだけを減

らすということだけではなくて、光を当てている時間も減らすということです。つまり、光の影響を受けやすい資料については、展示替えを行うようにする、そういった対策が取られます。

どのくらいの明るさが適切かは、国際博物館会議(ICOM)や日本の照明学会でも大体同じような値であります。染織品や水彩画などでは50lx、油絵なら150lx、金属や陶磁器なら300 lxから500lxくらいを基準にしています。これは、いずれも1年間展示しっぱなしの場合の値です。展示替えがあれば照度の基準値は緩くなるかと思います。

## ○蛍光灯・白熱灯・LED

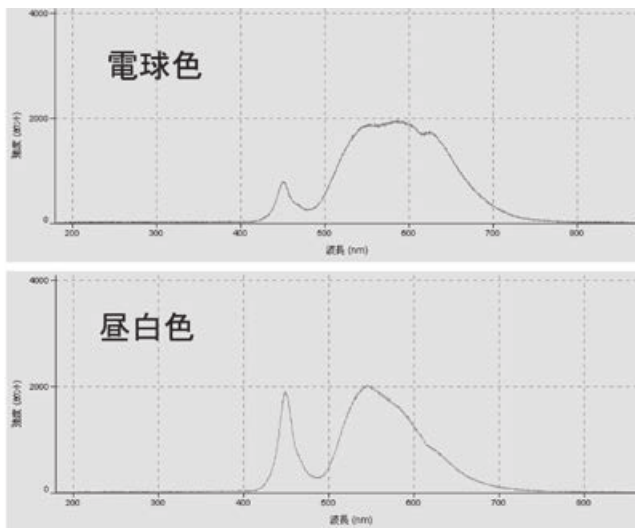
照明としてよく使われておりましたのは蛍光灯ですね。蛍光灯は、真空の管の中に水銀の蒸気を入れ、そこに電気を通すと水銀の蒸気に当たって紫外線を含む強い光が出て、それが管の中の蛍光体を光らせて目に見える光が出てくる。普通の蛍光灯ですと、水銀蒸気から出る紫外線も幾分外に出てきますから、博物館・美術館で使われている蛍光灯には、紫外線を除去した蛍光灯が使われています。

また、スポットライトには白熱灯、特にハロゲンランプが使われるわけですが、目に見える部分の光よりも長い光、赤外線を多く出しています。つまり熱線が出ているのでこれを減らしたものがスポットライトに使われています。

LEDの導入を、皆さん方の館でも考えていらっしゃる所は多いと思います。LED、発光ダイオードと呼ばれるものですが、電圧を掛けると発光する半導体で、半導体の種類によっていろいろな色の光が出るわけですが、先日のノーベル賞受賞が話題になった青色のLEDで黄色の蛍光体を光らせると、青色の光と黄色の光とが人間の目に一緒に入ってきて、見た目は白色になります。人間の目の錯覚みたいなものですが、白色光源として広く使われています。

LEDの利点は、白熱灯に比べて発熱量が少なく消費電力が低いということでもあります。ただ、今お話したように青色の光でもって黄色の蛍光体を光らせるので、演色性が従来の博物館・美術館の蛍光灯に比べて悪いということが欠点です。

実際にどういう光が出ているかということ、上の図が電球色のLED、下の図が昼白色、ちょっと白っぽいLEDの分光スペクトルです。ご覧のように左側の方にピークがシフトしてきますから、赤みが少ない



【図5:青色励起白色LEDの分光スペクトル】

ということです。ただ、白熱灯は非常になだらかな光を出します。蛍光灯も所々に強いピークはありますが、それを除いてなだらかなです。白色のLEDは青色の山が大きくて、その他にも山がある。つまり光のバランスとしてはあまり良くないということです。もう一つは青色LEDのチップを使いますと、紫色の光がないのです。青色の光でもって波長の短い紫色を出すことはできないので、色のバランスが良くないということです。ですので、最近は紫色LEDのチップを使い、紫から赤までの全部の光を光らせるというものもあります。

LEDには業界で統一した規格ができていませんので、会社ごとによく調べないといけない。導入をお考えの場合は、実際にご自分の館の資料がどう見えるのか、LEDを使ったことで資料の色味が変な風に見えたりはしないかということは是非確認された方が良いでしょう。

白熱灯をLEDに変えるのは、口金の形が両者同じなので容易に交換できますが、直管型の蛍光灯と直管型のLEDとは互換性がないため、費用が掛かります。また蛍光灯に比べてLEDは重くなるので天井を強化しなければならなかったという話を聞いたことがあります。

この他、日本の博物館・美術館では外光を取り入れているところはほとんどありませんけれども、外光を取り入れる場合には観覧者への影響や作品への影響が生じるので、注意を払う必要があります。

## ○空気汚染について

この他に空気汚染の問題があります。このあたりは簡単にお話しいたしますけれど、空気汚染は屋外に原因がある大気汚染と、屋内に原因がある室内汚染の二つに分かれます。対策を申し上げますと、大気汚染については外気の侵入を遮断するという事です。外気の取り入れ口にフィルターを付けたり、あるいは外気が室内にそのまま入ってこないように空調機で室内の気圧を陽圧にしたりする、といったことが行われます。簡単な改善というなら、外界に通じる扉を開け放しにしないということですね。外界に通じる扉を開け放しにしていればかなり外気が入ってきます。もし外気の影響を受けているならば、これが改善の第一歩です。

室内空気汚染は、室内で用いられる建材から色々なガスが発生することが原因で起きます。博物館・美術館では、アンモニア・ギ酸・酢酸・ホルムアルデヒド・アセトアルデヒドがよく発生しているので、東京文化財研究所では、それらを一定の値以下にすることが望ましいとしています。

実際に室内がどうなのかを調べるためには、変色試験紙を使ったり、パッシブインジケータというものを使ったり、もう少し詳しく調べようとするとなんかガス検知管による測定もあります。ただ、対策としてはまず、出来るだけガスを出さない材料を使うことです。例えば合板の場合は、ホルムアルデヒドの放散が少ないもの、F☆☆☆☆と呼ばれる規格の合板を使用するとかです。実際に建物が建って施設が出来てしましますと、発生源を調査しなければいけないのですが、これは結構厄介ですね。汚染物質から出て来たガスを除去するという方法もあります。方法としては空調設備に除去フィルターを付けたり、空気清浄機を付けたり、あるいは展示ケースや棚の中に除去シートを設置するという方法などがありますけれど、費用もかかるし、そう簡単にはいかない。だから出来るだけ最初から、建築材料にガスが出にくいものを選ぶのが大切です。

## ○生物被害とIPM

最後に資料の生物被害について申し上げます。生物被害を起こすものは大きく分けると虫とカビになります。文化財に被害を及ぼす文化財害虫として虫の分類でいうと九つの目に属する虫があげられています。カビについてはどんな種類のカビであるか、例えばCladosporiumであるとか、

Penicilliumであるとか、Aspergillusであるとか、そういった細かいことを知っておくよりも、むしろどういった条件でどういったカビが生えるかということを知っておいた方が役に立ちます。

虫やカビを抑える方法としていわれておられるのが、IPM(総合的有害生物管理)です。もともとは農業分野から出発したものです。農業分野では穀物を食べる農業害虫が問題だったわけですが、博物館におけるIPMでは虫とカビの両方が問題です。対策としては環境面から対策をすること、外部からの虫の侵入を防止する侵入防止対策、それから何か被害が起きたり虫やカビが発生したりしたなら駆除対策を考えるということがあげられます。昔は殺虫・殺菌処置をいきなりやっていたわけですが、殺虫・殺菌だけしても予防の効果はない、すなわち、きちんと調査をしてから処置を行うというのが原則です。

それから、駆除をしても虫の死骸、カツオブシムシとか、シバンムシなどの死骸がそのままになっていることがあります。そして後で見つけたときに「これどうしたんですか」と聞くと、燻蒸してから掃除をしてないからその死骸がそこにあるんだという話になります。駆除したならばきれいに清掃することが必須です。環境対策として、発生源の除去(整理、清掃)や、保存環境の整備が欠かせない。このあたりに小さな改善と工夫がこまめに必要となってくるところであります。

### ○IPMのはじまり一点検

IPMは何からはじめたらいいんでしょうか、というお話をよく受けるのですが、どこに問題があるのか、どんな虫がいるのか、どこにいるのか、どんなカビが出ているのか、自分の施設で点検することが最初です。この場合の点検対象は、資料はもちろんですが、設備や施設も対象となります。点検の方法については、特に何かの機械や機材がないといけないのでしょうかという話を受けますが、目で見て何か被害がないとか、漏水がないとか、結露がないとか、そういったことを見ていくことが何もなくてもはじめられる方法で、これが大事なことです。

### ○施設・設備の点検

例えば、施設・設備の点検として、施設の中の展示ケースに上からの漏水によるシミが生じていた。色々点検してみると屋上の排水溝が詰まって、それ

が漏水の原因であったということがあります。この点も、ただ展示室の中を見ていただけでは分からなくて、関係するところを点検して初めて分かりました。この場合は、漏水原因の調査、排水溝の掃除が必要なこととなります。

それから収蔵庫の中の空調空気の吸い込み口に資料や棚があると、吸い込み口を塞いでしまって空調の流れが悪くなります。こういった場合は荷物の移動をする必要があります。

それから、図書館などでよくあることですが、棚が部屋の片側に並んでいたり、可動棚が一カ所にぎっちょり寄せてあるという時、棚を置いていない場所では空調の空気が流れていて、温度が22℃、湿度が60%になっていても、もし棚の陰の外壁が冷たい外気に触れていたりすると、空気の流れの悪い外壁と棚の間で結露が起きて虫やカビの原因になります。こういったところにまず温湿度データロガーを置いて測定をして状況の把握をします。根本的な解決は壁の断熱性能を上げることですが、簡単に改善できることは風通しをよくすることです。壁側の空気の流れをふさいでいる荷物を移動したり、可動棚なら棚を動かして空気を流すことが結露を防ぐ改善策になります。

害虫については、扉や窓に屋外から害虫が侵入する隙間はないかです。我々がおすすめるのは扉や窓の隙間の部分にブラシなどを接着して隙間を防ぐことですが、その前に窓や扉が開きっぱなしになっていないかを点検する必要がありますし、窓や扉に不具合がないかも点検する必要があります。歩行性の虫は外と中でちょっと段差があると室内に入ってくれないのですが、そういった段差がない場所は気を付ける必要があります。またトラップなどを使ってどの開口部からどのくらい入ってくるのか調べて、問題のありそうなところから対策を立てていくことが大事です。ブラシを付けたり、滅多に開けないところはテープで隙間塞ぎをしても良いわけですね。頻繁に人が入ってくるところであれば、粘着マットを設置するというのも考えられます。いずれにせよ、まずどこが問題なのかを探し、そこで何ができるかを考えながら対策を立てていきます。

それから施設の中に新聞紙や段ボールを積み上げていることがよくあります。こういう場所では虫やカビが発生しやすいですし、発生しても発見しにくいので、不要なものを片付ける必要があります。

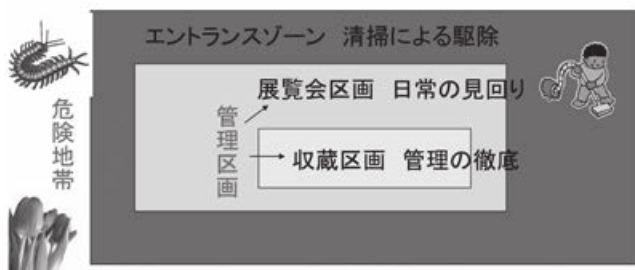
施設設備の点検は色々ありますが、臭いも一つ

のサインです。カビ臭がするならば、いつ、どこから臭いがするかということに気をつけ、臭いが変わったならば、それが保存環境の異常につながっていないかどうか気にかける感覚も大切になります。

### ○点検の要点

点検は一人の人間が全部やるのは大変ですので、多くの人に気を付けてもらうようにする。そして、気が付いた情報は一箇所に集めて、その整理結果をみんなに周知するという事です。館によってはニュースを作って流したり、色んな形で皆さんに興味を持っていただくという工夫を行っています。情報共有がIPMの基本ですね。それから小さな変化もちゃんと見て見逃さないということです。

管理の仕方としては、屋外の部分は虫やカビが大変多い部分ですので、大事な資料のある収蔵区画を中に置くようにして、収蔵区画が屋外にいきなり面さないような形の区域分け(ゾーニング)をしていくことが大事です。その上で、対策を立てていくということがIPMでは重要です。



【図6:区画を分けた管理(ゾーニング)】

### ○IPMを成功させるために

IPMは、虫・カビ発生原因の回避、進入経路の遮断、温湿度の制御、清潔な環境を作り、適切な処置をするということからなっています。「整理・整頓」「清潔・清掃」、工場管理ではこれに「しつけ」を加え、頭文字がすべてSなので5Sと呼んでいます。「整理・整頓」「清潔・清掃」をみんなが身につける、そういう意味の「しつけ」です。IPMの場合も5Sが大事です。IPMは生物対策として保存環境全体を改善していきますので、IPMには館のいろいろなことが関係していることがお分かりいただけたのではないかと思います。

ちょうど時間が来ましたので、これでおしまいにさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

# 基調講演 「久留里城址資料館の日常管理計画」

君津市立久留里城址資料館 主査 布施 慶子



## はじめに

もったいないご紹介をありがとうございます。久留里城址資料館の布施です。今ご紹介のように、「日常管理」のお題をいただきました。日常管理ですから、日々いろいろやっているのですが、高度なことをやっている訳ではありませんので、お聞きになって拍子抜けされるかもしれません。それから、高度ではないのですが手間がかかります。しかし、今日のテーマであるローコストに照らすと、工夫や方法によっては出来ることもある。そしてやってみようと思えば始められる。そうした事例が当館の報告の中にあるかもしれません。そんなことで報告の機会をいただいたかと思っています。

それでは、久留里城址資料館の日常管理計画ということで、導入の経緯や計画の内容、それらを実施し問題を発見した時の対処、そして予算や課題などについてお話しします。

## 1. 久留里城址資料館について

まず、久留里城址資料館のことですが、ご存じの通り戦国期の久留里城という史跡の二の丸に資料館が所在します。昭和54年の開館で、今年は35年目になります。「君津市」「久留里城」の二つのテーマで事業展開していて、収蔵資料の主な素材は紙や木です。館内の平面図はこちらで、延床面積は702㎡、うち収蔵庫面積は61㎡で展示室面積は227㎡です。

保管で重要な部屋は色をつけた部分(収蔵庫・展示室)です。外部からの進入口になる扉はこの位置にあります。特徴的な劣化要因について先に述べておきます。浮遊粉塵やアルカリ度が高い…などもありますが、大きな問題は湿度と虫です。湿度が

やや不安定で、調査を始めた段階、平成16年6月には、収蔵庫内が70%を超えることがありました。虫には特定の文化財害虫が見られました。チャタテムシ・カツオブシムシ・ジガバチ・ゴキブリ・ジンサンシバンムシ・シミなどです。殆どが屋外と接する室内(ロビー中心)での発見ですが、時には展示ケース内で捕獲されることもありました。

## 2. 日常管理計画導入の経緯

日常管理計画を導入していく経緯ですが、平成12～13年頃「臭化メチルがやがて使用出来なくなる」との情報が盛んに周知された時期がありました。替わりに日常管理が重要とされ、文化庁からも手引書が発行されました。長年頼ってきた燻蒸から保存対策を変更することは大きな不安でした。そこで、平成14年度の文化財虫菌害研修に参加しました。研修では、本日の講師でもある三浦先生から「日常管理の重要性」について講話があり、これを伺って日常管理に取り組んでみようと思いました。翌平成15年度の千葉県文化財管理指導者講習会でも「日常管理」が取り上げられ、こちらにも参加しました。

これらの講習会で伺った印象的なコメントがあります。「日常管理は予防であって文化財にとって最も良い方法である」「予算は必要で、これまでの燻蒸予算をうまく流用する必要がある」「職員もこれからは資料管理に時間を割くことが必要である」という3つのコメントが、導入を決断する後押しとなりました。

当館では平成16年度予算で事業の組み替えを行って、日常管理計画をスタートさせました。また、平成17年度に東京文化財研究所の保存担当学芸員研修に参加したことで計画を見直し、平成18年度には計画も現在に近い形になりました。

## 3. 計画内容と作業

作業については年間の日常管理計画書を作り、これを年度当初に全職員に配布して日程の周知をします。全職員で作業する日があるので、予定を調整してもらう必要があるからです。清掃を重視しているのもポイントです。この内容は平成13年度文化庁発行の『文化財の生物被害防止に関する日常管理の手引き』を参考に作りました。

中でも一番重要に思っているのが共通理解です。職員だけでなく警備員・作業員を含めた全てのスタッフ

で研修を行っています。というのも、当館の課題として「虫」の存在が大きいことが理由にあります。虫の侵入を考えると、全てのスタッフが状況を知って対応する必要があるからです。こちらが館内の保存管理研修で使っているスライドですが、専門用語をなるべく使わず全てのスタッフに通じる文言で示しています。このヒメマルカツオブシムシは、特に警備員等の休憩室に多く見つかるという結果が出ています。休憩室に虫が見つかった時の写真や、展示室の資料の写真を提示して、「こういう場所にカツオブシムシが多く見つかる」「この甲冑を食べようと思えば、この素材もその素材も食べることが出来る…」という説明をしているところです。次のスライドは、IPMのコントロールで重要とされるのが回避や遮断であることと、その具体的な内容を簡単に示し、それならば全てのスタッフに関係するので「みんなでやりましょう」と説明しているところです。日ごろの何気ない行動の中にも問題があり、「資料保存上(虫・カビなどの関係)の日常の注意」として文章にし、年度当初に配ります。「玄関入口の扉は解放厳禁です」など、簡単なようで徹底が難しいことを、全てのスタッフで年に一度確認するのです。

こちらのスライドは、館内で見つかった文化財害虫を見ているところです。館内でカミキリムシが発生したことがありましたが、その虫の死骸と処理の記録を見て説明しています。私が「この虫は大変危険です」と口頭で説明しても客観性が薄いですが、捕獲した虫と文化財害虫辞典を同時に示すと、危険性や現実味は伝わりやすいようです。辞典には重要度が書いてあるので、「重要度A」とあれば、より深刻な反応があります。次のスライドの時期は丁度カツオブシムシの発生時期でした。窓際にポツポツといるのですが、みんなで見つけるワークをしているところです。次は館の周囲を点検しているところですが、日常管理を始めた頃の写真で、館の周辺に植え込み・古い竹材・プランターなどがあります。現在は片付いて何もありません。

状況把握として年3回、環境調査を業務委託して行っています。皆さんの館でもなさっていると思いますが、当館では昆虫生息調査・浮遊菌調査・温湿度・照度・紫外線・酸アルカリ・色素の調査を行ってきました。スライドは昨年度の報告書の昆虫生息調査の部分です。ここにヒメマルカツオブシムシの幼虫が1匹、という結果がでています。収蔵庫には(当館は収蔵庫内に殆ど虫はいないのですが)この時クモがいたので、驚いて印がついています。残念ながら今年度から予算の都合でこの環境調査業務が中止に

なっています。資料の健康状態を見極める重要な予防対策であり、また再開したいと思っています。

なお、業者の調査と並行して、昆虫生息調査だけは職員がトラップで行っていました。これには予察だけでなく捕獲目的もあります。家庭用のゴキブリ捕獲用トラップ(餌はつけない)を一番多く使います。来館者に見えるところは見栄えの良い専用のトラップを使いますが、見えないところは家庭用のものです。1階のトラップ配置図をみると、22ヶ所設置しています。カツオブシムシやシバンムシ・シミなども見つかります。

当館では虫を見つけた人は担当にその虫を届けることになっています。虫はビニール製の小さなチャック袋に入れ、何月何日にどこで見つけたかを書き、所定の様式の紙に貼ります。様式にはもう少し詳細な状況と、今後の処理や予防の予定、職員やスタッフの注意事項などを書いて館内に回覧します。注意事項には、例えば「夜間の不要な照明を消す」とか、「5時以降は外扉を閉める」など書きこみます。さらにこちらの文書は、8月にロビーに確認された虫が11月にも治まらないので、再度注意を促して回覧している文書です。

こちらは、建物周囲の点検をした平面図です。年に1回周囲を点検して、図面に危なさそうな場所の印をつけていきます。既に館内ではヒメマルカツオブシムシやジンサンシバンムシが確認されている事実がありますので、特にその虫の餌になる物が外部にないか、注目してチェックし、片づけていくのです。例えば建物の壁面に立てかけてある古い木材を片付ける、トイレに設置したゴミよけのヨシズをプラスチック製の網に張り替える、などしています。

こちらは資料自体の点検清掃の様子です。収蔵庫の中の物を全て出して、点検して清掃して戻すことをやっています。最初は1年に1回、全資料を点検清掃しようと思ったのですが無理でした。1/4ずつ4年計画でやってみましたが、それでもすべては終了出来ませんでした。現在は1/7ずつ、7年かけて行っています。

道具として秘密兵器を一つ紹介すると、こちらの網があります(網戸の網だけ購入し、A4程度の大きさに切り、周囲に針金を通して持ち手をつけた、四角いうちわ状のもの)。例えば古文書がホコリやカビのひどい状態で沢山あって、かつスピーディーに処理しなければならない時など、あくまでも堅牢な文書の場合ですが、HEPAフィルター付き掃除機の口に替えブラシ(カーテン用のソフトなものが市販されている)を付けて、古文書の上に先の網を置いて、直に吸っています。処理は早いです。デリケートな資



料は別ですが、扱いに耐えられる場合には、この方法でやる場合があります。

次は展示室内の掃除をしているところです。年に1回実施します。展示ケースの上部や空調吹き出し口を清掃し、その埃が収まると、今度は全ての展示資料をケースから出します。ケースの内部を天井・壁・床と掃除し、出した資料の点検と清掃もして元に戻しています。この時に沢山の発見があります。清掃こそが発見の源ではないかとさえ思います。当館は展示用のサイコロにフェルトが貼ってあるものが多いのですが、このスライドに見えるでしょうか？何かあるな？と思うとまさにカツオブシムシがフェルトを食べているところを発見しました。こちらは展示ケース内のサイコロです。ここにもカツオブシムシです。この後、半分程度のサイコロをフェルトから綿に替えました。替えたことで虫は激減しましたが、まだ半分のサイコロは予算の都合で元の状態です。

収蔵庫の棚と床面の清掃も、年に何回か行っています。

また、収蔵庫や展示室以外にも、すべての部屋の大掃除を順繰りにやっています。けっこう問題が見つかります。ここは車庫ですが、当館の場合、スタッフがいろいろな物を倉庫のように持ち込んで置く場所になっています。車庫の位置は収蔵庫と通用口の下で、かつ全館に空気を送り出す機械室の隣にあたります。スタッフが持ち込む「使えそうな何か」には虫害があったり、置いておくうちにカビが生えたりする物もあります。車庫から全部出して影響のある物を捨てたり移動したりしていますが、もったいないと思うスタッフもいます。そこで、スタッフが変わる度の研修が必要です。また、一緒に清掃作業することが、何に気をつければよいかについて理解し合う早道だと感じています。

こちらはその車庫掃除の途中で大量のジガバチの巣を見つけ、殺虫剤を塗布しているところです。壁面に穴があり、この穴ごとに巣を作っていました。巣を除去して、その後に防虫目的で市販の殺虫剤を塗布したところ、翌年以降の営巣は激減し、ジガバチの発生を抑えることが出来ました。

こちらはロビーの清掃状況ですが、すべての掲示物を片づけて清掃します。閲覧の本棚もすべて退かします。廊下にずっと貼ってある掲示物をはがしてみるとカビが生えていたり虫がいたりします。文化財害虫ではないのですが、パンフレットスタンドの中に蛾の死骸があり、それをカツオブシムシが食べた痕跡がありました。この蛾だけではなく、他の場所でもカツオブシムシの痕跡が見られるのです。当館の懸案であるカ

ツオブシムシが栄養を蓄える場所でもあるということです。ロビー清掃は年に1回徹底して行っています。

清掃は機材にも行います。空調内部や吹き出し口、除湿器などにもカビが発生することがあります。そうなるとこのカビの胞子を館内に送り出してしまうことになるからです。

予防対策として環境整備がありますが、当館では朝晩に温湿度点検があります。今年度は事務職員がやっています。各温湿度計の正常範囲を点検表に示しており、範囲を超えたら保存担当者に知らせて対応します。なお、年に1回ですが温湿度計(毛髪式自動記録温湿度計)を調整しています。すべての温湿度計を同じ部屋に集めて、デジタル温湿度計で調整します。このデジタル温湿度計も更生ポットで更生しています。

それからすきま対策ですが、すきまテープではいろいろな商品が売られています。ウレタンのような物や、もう少し硬い毛のタイプのような物などあって楽しいです。場所に合わせて使っています。それほど高くありません。防虫剤を設置している場所もあります。このパネル用のケースには文化財害虫ではなく不快害虫のハエ類がすきまから入って死んでいて、見苦しい場合があります。このように「虫が入る可能性が分かっているけれど、事情によりすきまを塞ぎようがない」という場所に防虫剤を設置します。当館では家庭用の防虫剤を使っています。現在使っているのは、成分としてプロフルトリン(ピレスロイド系)しか記載のない物で、市販の商品にはこの1種類しかないようです。他の防虫剤には、いい匂いがしたりカビを抑えてくれたりする成分が入っていますが、文化財にどんな影響があるのか分からないので、不明な成分の入っている物は使っていません。

それと綿布団の高温処理をやっています。真夏日を狙って黒のゴミ袋の中に綿布団や梱包材を入れて車中に一日放置するものです。高温処理は対象を55度から60度で1時間保つことによって殺虫するものですが、中心まで高温が達する時間をみて8時間から10時間必要とされています。梱包材には向くとされています。JAFのホームページを参考にさせていただくと、暑さ対策をしない夏の車内は52度から57度、ダッシュボードの中で74度から79度になるようです(車の色により異なる)。当館の処理では実際に高温を保っているのかどうか、袋の中の温度が測れずに確認は出来ていませんが、このような処理も行っているということです。

このようにして年間計画をこなしています。始め

た時には「こんなにする必要あるのか？」と言われました。しかし清掃を通して危険性と必要性に気付くので、年々言われにくくなりました。また、一度実施すると「昨年実施したから今年もする」となり、次第に定着していきました。

当館では、非常勤館長も含めて全職員で作業をします。特に事務職員には業務に多少の余裕がありましたので、その分の人件費を考えなくてよかったことは、導入を可能とした要因の一つにあげられます。ただ、学芸系の職員は目一杯仕事がありましたから、他の調査や展示などの時間を調整しながら取り組む必要がありました。また、そうした作業があるために事務職員に有資格者の配置を希望しました。昨年までは職員4名全員が学芸員の有資格者で、事務職員でありながら資料を扱う作業も担当してもらいました。

#### 4. 発見(虫・菌類)

これだけしても虫がいます。発見したら先ほど申し上げたように虫をチャック袋に入れて回覧します。

また、これは清掃時の写真で、藁の民俗資料が入った箱です。この箱の中が「砂だらけだ」という報告がありました。「砂があるはずない」と思って確認したところ藁の中にシバンムシがいて虫糞だらけになっていました。脱酸素剤を入れて密封すると同時に、屋外に接する扉の開閉に注意することを全てのスタッフで確認しました。

#### 5. 対処

これは点検・清掃時にカビを発見して対処したものです。木箱に白い部分が見えるでしょうか？おそらく収集以前からあった被害かと思います。日常管理を始める以前には、清掃しないで搬入した資料もあります。この木箱の収集後に何度か全館燻蒸をしておりますので菌は死んでいる可能性が高いと思いますが、そのままには出来ません。カビは刷毛と掃除機(HEPAフィルター)を利用して吸い取りました。さらに塗りの堅牢な状態だったので専門家に相談してからエタノールで拭きましたが、これは慎重に行った方がよいと思います。経過観察をして異常が見られなかったので収納しました。

異常の発見時以外に行っている対処もあります。新規収蔵資料と企画展資料については業者施設への持ち込みで二酸化炭素処理を実施しています。また、管理スペースや展示室の空間部には、職員がシフェノトリンのミスト剤を使って殺虫処理をすることもあります。

計画の見直しも対処に含んでいます。作業をするといろいろな問題に気付くので、必要な新規作業を

組み込みます。逆に怠けても大丈夫な作業を見つけてこれを省くようにもしています。決めた日程で終わらないことは無理をせず次年度以降に回します。

成果として、安定が挙げられます。例えば平成16年には、収蔵庫で58%から70.5%の変動であった6月の湿度が、平成25年度では55%から60%内に収まり、展示ケース内では54%から56%内に安定しています。虫の個体数全体では、多少の減少が見られることと、文化財害虫の中には姿を消した種類があります。残念ながら、日常管理で文化財害虫が館内にいなくなった訳ではありません。しかし増えてはいない。これらを見ると、薬剤の管理に頼っていた時代より良い状況にあるのではないかと考えています。

#### 6. 予算

次に予算ですが、平成15年度の保存関係予算は、全館燻蒸の約168万円だけで、他にはありませんでした。当時燻蒸は3年に1回行っていました。平成16年度から日常管理を始めたときには、保存関係の予算に約97万円をつけています。内訳は環境調査の業務委託費のほか、掃除機購入や網戸の設置など、初期投資的な費用がかかりました。この年は、業者への持ち込み燻蒸は行いませんでした。

11年後の平成26年度では保存関係予算で約92万円を要求しています。これは前年度並みの要求でした。内訳は消耗品が約20万円。環境調査が約45万円。燻蒸が約27万円です。ところが査定段階で、環境調査の業務委託費45万円は全額削られてしまいました。

#### 7. 課題

最後に課題ですけれども、様々な調査結果や被害状況などが手書きのままなのは課題です。データ化したいと思っています。他に施設の老朽化などが挙げられます。例えば壁にクラックが入るようになってきました。放置すると湿度の管理が困難になることが予想出来ませんが、補修の予算がつかない…というようなことがいくつかあります。それから先にも挙げましたが、全体的な予算削減があります。特に深刻なのは環境調査委託が出来なくなったことです。対処のための重要なものさしを失ってしまいました。それから管理体制の変化ということで、指定管理者制度導入の検討を迫られています。報告の通り、当館での日常管理は人に頼る部分が多いので、そうした面からも不安を覚えます。

他にも課題はいろいろですが、時間も超過しました。散漫ですがこのあたりで終わります。ありがとうございました。

## 質疑・討議

パネラー 三浦 定俊・布施 慶子  
司 会 尾崎 晃



**司会:**奥住さんアンケート集計報告ありがとうございました。それでは質疑・討論に移りますが、最初から質問という中々でにくいと思いますので、私の方からお二方に2つほど素朴な質問をさせていただきまして、徐々に皆様に質問・ご意見等伺っていきたくと思います。

今のアンケート集計報告の中で、展示室で発見した虫への対処のことがいわれていましたが、殺虫剤の使用とか燻蒸という方法がでていたんですが、虫の侵入という措置がとれてないということで、それについて何かいい方法はないでしょうか。三浦先生、いかがでしょうか。

**三浦:**虫の侵入については、外から入ってくる場合と中で発生する場合がありますが、例えば入り口近くだとかカツオブシムシのようなケース、先ほど布施さんの写真にあった館外から中に入ってきて、餌がないときは死んでしまう場合はそう問題にならないのですが、展示ケースの中で、例えばカツオブシムシの成虫だけではなく、もし幼虫がいたとすると、それは世代交代を繰り返しており、中に餌があるわけです。そうした場合には、何らかの駆除をするか或いはフェルト(餌となっているもの)をとってなくしてやればいいわけです。要点は外から入ってきた虫或いは中で成長した虫が世代交代を繰り返しているかということとを判断して、その上での処置が一番大切です。

**布施:**状況を見てみないと解らないことですが、三浦先生のお話にあったことで、隙間ですとか侵入経路では外部からのことを考えれば、隙間テープや当館ではここからどういった虫が入ってくるかが解っていることがあって、それに対して虫コナーズのようなスプレーでこの場所だという所に定期的

に1ヶ月に1回噴霧をしたことはあります。それから、入ってきている虫の種類によってその餌となっているものが近くにはないか。その除去をします。また、ダクト関係の入口の所の清掃とか色々考えられることがありますが、状況次第で対処しています。

**司会:**特に床ということが大事だと言うことですね。それから、これは三浦先生にお伺いしたいのですが、アンケート報告の中で紫外線対策についてですが、多くの館では、紫外線対策用の蛍光灯の使用や窓ガラスにフィルムを貼る等の方法をとっていますが、これらが効果的かそれ以上に良い方法があるのか教えていただければと思います。

**三浦:**紫外線に関して言うと上記の方法は効果がありますが、フィルムについては寿命があって、紫外線吸収剤が劣化していきます。いつまでも使えるということではなく、ある年数が経つと紫外線吸収性能が落ちてしまいます。

**司会:**それは取り替えた方がよいということですか。

**三浦:**大ガラスですと中々むずかしいので、改修時ということでしょうか。

**司会:**以上、2点ほど質問をさせていただきました。ありがとうございました。それでは、会場の皆様にご質問等いかがでしょうか。なお、ご質問の際には所属とお名前をお願いいたします。

**三浦:**布施さんの話、面白く伺ったんですが、年度当初に警備員さん等を含めて研修を行うということですが、何日間位、どのようにやっておられるのか教えていただけますか。

**布施:**半日程度を1回です。先ほど報告したとおり、スライドを見たりですとか館内を点検に回ったり、危険物を探したり或いは隙間テープを貼ったり、年度によって違った内容にしています。毎年いる作業員さんもその研修を受けて、年度当初にもう1度確認してもらおうようにしています。たまには、館の職員を連れて、隣の図書館や資料館に行ってしまう場合もあります。

**司会:**皆さんいかがでしょうか。私からもう1点質問したいと思いますが、資料の運搬対策についてアンケートに書かれておられますが、いくつかの館では専門業者に委託されているということですが、ま

た2名以上で運搬する方法ですとか、結局学芸員が資料を取り扱う方法を習得するしかない訳ですが、資料の種類が多く一度に覚えきれないのが現状だと思います。昔であれば先輩の学芸員に教えてもらうことができましたが、人員削減でそのような環境がむずかしくなっています。こうした場合、各館で資料の取扱い講習というのはいかのように行われていますか。指名させていただきますが、和洋女子大学の佐々木さんいかがでしょうか。大学では、何人か学芸員の方いらっしゃると思いますが、資料の取扱いについてむずかしい点などおありでしょうか。講習等は行っておられますか。

**佐々木:**和洋女子大学文化資料館の佐々木です。館では学芸員は、教授、私と助手を含めまして3名です。大学に開設されてい



る博物館学芸員課程を履修している学生については本年度で約50名在籍しています。実習の中で博物館の活動をどのようにするかを学生とともに行っているので、実習の講師として来ていただいている先生の講義を私自身受講したりで、講習については授業がメインになります。

**司会:**佐々木さん自身はどのように技術を習得されていますか。

**佐々木:**今年度(2014年)から学芸員として活動していますが、まだまだ資料に直接深く関わるような機会がございません。資料の運搬や取扱いは、教授から指示を受けて行っており、まだまだ勉強中でございます。

**司会:**どうでしょうか。資料の取扱いの上で、各館の皆さん、ご苦労がとおありと思いますがいかがでしょうか。県立中央博物館の村田さん、小人数での資料の取扱いたいへんだと思いますが、いかがですか。

**村田:**中央博物館大多喜城分館の村田です。私は大多喜に来て4年になりますが、最初の年に前任者から資料について引き継ぎを受けて、その時に少し資料の取扱い方、特に城関係で武器武具等特殊な物が多いので、その辺についての注意を受けました。展示替えの年度当初の時に前任者に来ていただいて、実際に展示を撤収したり、その時にこのようにするといった指導を受けてます。実際の展示の作業を行う際に、アドバイスを受けています。

**三浦:**お話しすることは皆さんご存じと思いますが、日本博物館協会編「博物館資料取扱いガイドブック

—文化財・美術品等梱包輸送の手引き」というテキストがございますが、かなり細かく資料について記述してあります。ただ、そこではあるやり方を細かく説明していますが、ご参考までにお話をいたしました。

**司会:**実は私も大多喜に以前勤務しておりまして、人数が多いときでしたが、ここは展示替えが多いので、常設の展示替えの時に、古文書・武器武具等を替えますが、こうした資料の講習会は、日本美術刀剣保存協会でも度々は行われていませんで、私もやはり館内で刀の取扱いを先輩学芸員から教わり、結局現場で安全な資料の取扱いをすることになります。ただ、学芸員が資料を一番壊しやすい環境にあることは間違いありません。色々な講習があればよいのですが、やはり実際の作業の中から、怖いことではあるんですが、試行錯誤しながら覚えていく経験が多いのではないかと思います。もうお一方にお聞きしたいのですがご欠席ということなので、では虫関連でご質問等ございますでしょうか。

**種山:**航空科学博物館の種山でございます。今の資料の輸送・取扱いについてですが、例えば資料を展示する場合に、学芸員が全て直接ないし間接に扱うにしても立ち会ってやるものなのか学芸員以外がやる場合があるのかというのが1点目でございます。また展示替えではなくて、資料の移動がありますが、例えば資料を発見した場合に博物館に輸送することがあると思いますが、その時に、どの程度までが学芸員が自分の手で行うのかもしくはどの程度のレベルであれば専門業者に委託できるのか教えていただきたい。

**司会:**これは会場の皆さんにお伺いしたい。場面によって異なり、美術梱包車を必要とする場合、館内での展示替えの場合または調査を依頼された場合には学芸員がいかなければならないなどいくつかの場面があると思います。いかがでしょうか。こういう時に困ったということでもかまいませんが。

DIC川村記念美術館さん、こちらは展示作業の時は美術梱包車に立ち会い・取り扱う学芸員の方はいらっしゃるでしょうか。

**光田:**DIC川村記念美術館の光田でございます。実は私はこの1月(2015)に着任したばかりで、実情を詳しくお話できないで



すが、展示替えの時は美術梱包の方と一緒にやっています。学芸員は、その都度作品の点検とか意匠の

確認ということを細かく注意深くやるということと満点を心掛けてやるということ、実際の取扱いは大型の作品が多いので専門の方にお任せしています。

**司会:** 資料の取扱いは場面によって違いますが、小規模な館では学芸員がやらなければならない。そういった場合、学芸員の専門性は例えば歴史である、技術系であるということはいってられない。結局、みんなでやるしかない訳です。その辺のところ、布施さんいかがでしょうか。

**布施:** 資料の点検や清掃の件ですよね。例えば展示ケース内の清掃を先ほど写真でお見せしましたが、事務系のスタッフの方に入ってもらってます。その中で、資料に直接触れないようなパネルの清掃だとか、展示ケース内の清掃だとかそれらを中心をお願いして、学芸員が資料を扱っています。先ほど報告しましたが、事務系の職員でも学芸員資格をもった方の配置をお願いして、事前にそういった作業もありますとお伝えして来ていただいていることもありますので、基本的な部分は勉強してきた方々なので、お任せすることもあります。

**司会:** 破損することはありませんか。

**布施:** 今のところありませんが、清掃していくなかで、この辺はそんなに無理をして点検しなくとも大丈夫だなというエリアは解ってきています。館内でも相談していますが、年に1回やっている点検清掃でもここは2年に1回にしようかと相談することもあります。それについての心配だったことは、扱うことで破損ということもでてきますので、点検は大事だけれども、破損を考えて併せて2年に1回でもいいだろうと判断できるかなあと年々改善し、見直ししながら進めています。

**司会:** 扱うことでのリスクもあるけれども、点検によって得られる情報というのもとても大きいということですか。布施さんの話はとても参考となる部分がありまして、この間調査研究委員会で伺ったときに、最初は自分が小姑のように嫌がられたという話をされてました。館内であれだけ全員で、布施さんやシルバー人材センターを含めて点検作業するというのは、実際にかなりむずかしかったと思うのですが。

**布施:** 最初はすごくむずかしくて、小姑という話がありましたけど、なんでそんなにしなければいけないのかというような感じで、最初の年は、「全員清掃日」と書いてありますが、一人で清掃したこともあります。2年、3年やっていくに従って、一緒に作

業していく中でその必要性が共有できてきた部分があり、全員でやれるような態勢をとれるようになってきました。また年間計画を見ていただくと、忙しい月には作業をなくしたりしています。館の状況に合わせて、色々な組み替えなどをしながら、やってきた部分もあります。まあ当初はたいへんでしたけれども。各館の状況によっても違いますが、あくまでもこちらに掲げたのは一例であって、皆さんの館ではまた別の方法で活動しているでしょうし、今後導入していくにしても違った形になっていくというふうに思います。

**三浦:** こうした作業を進めるに当たって、館長さん等とどのように相談されましたか。

**布施:** 時期が、臭化メチルが使用できなくなるという頃だったこと、当館が3年に1回の燻蒸というのが平成15年で最後の3年めで、来年からどうしようかということを考えて、自分が一番心配したのは予算をどうするかということです。もう予算が取れないかもしれないということが心配だったので、館での大規模燻蒸から転換を図っていかなければならないということを部長ぐらいいまでに説明にいきまして、予算の組み替えを伴って始めましたので、館内でのスタートについても館長・副館長の言動上での了解を得ていました。

**司会:** 同じ久留里城址資料館の副館長の平塚さん、上の方の対応もむずかしかったと思いますが、その辺のご苦労話をお教えいただけますか。

**平塚:** その端境期には資料館にはいなかったのですが、私が勤務している段階では、布施さんの意思というかその重要性は認識されていまして。ですから、今でも布施さんが中心となって、彼女が忙しい時にはスタッフが引き継いできた日常管理を行うまでに浸透しています。環境調査、科学的な後ろ盾が自分達に欲しいということで予算要求していますが、ここ数年は削られていますが、来年度予算についても要求し、復活折衝を行いました。理解を得られていません。ですので、自分達でできることをきちんとやって、業者委託による科学的調査がはいても大丈夫な段階にしておこうと思っています。今回、布施の実践報告をさせていただきましたが、皆さんでやっておられること、立地・規模それぞれ違いますが、お教えいただければ当館においてもヒントになることがあるんじゃないかと思っています。もっとたぶん口には出されておませんが、IPMについては言われて久しいので、意識の高い学芸ス

スタッフがおられるところでは実践されていると思  
いまして、その辺を期待して、本日伺いました。

**司会:**平塚さんから、お聞きしたい館はありますか。  
**平塚:**国立歴史民俗博物館の方もいらっしゃって  
いるとのことですが、大規模館と我々小規模館は予算  
等違いますが、日常管理で気をつけている点につ  
いて教えていただけますか。

**今井:**国立歴史民俗博  
物館の今井です。よ  
ろしく願います。私ども予算的  
にはかなり恵まれて  
いると思ひますが、や



やはり資料の点数や大きさに対してのスタッフの人数  
はやはり同じような状況にあると思ひます。ただ予  
算があるということで、外注で防虫のための薬剤散  
布やトラップ調査については、定期的に行っていま  
す。ただその辺を外注だけに頼っているのではなく、  
今は自前で私達スタッフ、収蔵庫のスタッフは6人  
ですが、定期的にトラップ調査を、業者が行う方法  
と同様にシート設置とモニタリングするといった活  
動はしております。また、清掃は大事に行っており  
まして、4人スタッフで毎週木曜日午前中は収蔵庫  
の清掃、朝は必ず調査室の清掃を基本的業務とし  
て行っています。

**司会:**確かに今井さんのところは、清掃を徹底して  
やっておられ、点検をしっかりされているというこ  
とで、これは本当に各館でも、大事なことではない  
かと思ひます。

そのほか、ご意見、ご感想、質問ございますでし  
ょうか。

アンケートのなかであったのが、イタズラ防止です。

これについては、職員の皆さんが見回っているわ  
けです。

職員の巡回はかなり効果的ですが、各館のなか  
で、こんなことが問題になってるといったことはあ  
りますでしょうか。できれば小規模館がいいと思っ  
てますが、本日は欠席が多いようですが、木更津市  
郷土博物館金のすずの多田さんいかがでしょうか。

**多田:**木更津市郷土博物館に勤務する多田でござ  
います。当館のイタズラ防止対策といたしまして、平  
成25年度に防犯カメラを一式セットしました。具  
体的には、自販機の荒らしが2、3回ですとか、太  
田山という山の一番上に公園があって、夜の8時を  
過ぎると誰もいない寂しい所なので、防犯の面を合

めまして、自販機の所に紙充てしたりだとか、体験  
学習等で子ども達が来ますが、走り回ったり、あ  
とデジカメが普及してますので、写真を撮る場合に  
事前の申請が必要なんです、許可なく撮ってしま  
うことがあったりしますので、事務室のところで職  
員が対応にあたったりというような態勢をとって  
ます。いたずらといった部分で、付属で茅葺き屋根  
の旧安西家住宅という古民家がありまして、そこ  
でカラスのイタズラで茅を持って行ってしまふん  
です。そろそろ巢作りの時期にきているので、また今  
年も茅を抜かれてしまうかな、葺いたばかりなの  
になあと。その辺皆様の中で、古民家をもっていら  
っしゃる館でこういった工夫をしておりますといった対  
策をとっておりましたら、教えていただきたい。

**司会:**房総のむらの中村さんいかがですか。

**中村:**房総のむら中村です。すみません。参考に  
なるような対策は行っておりません。当館もだ  
いぶ老朽化が進んでいて、民家の屋根葺き替えも視  
野に入っているんですが、手を打っていないのが  
現状です。

**司会:**私も房総のむらの勤務経験がござい  
ますが、あそこは中々対策がとれないところなん  
です。例えば、スズメバチが巣をつくったりすると、  
ロープを張って近寄らないようにする程度です。  
自然が豊かというか自然に任せるといふ所なので、  
こればかりは、人は注意できてもスズメバチは  
できません。そこら辺は、同じように古民家をも  
っている館は、対策に苦労していると思ひますが、  
房総のむらでは人がいらっしゃいますが、木更  
津市郷土博物館では、人はいらっしゃいますか。

**多田:**ガイドボランティアさんが日中いるので  
いいですが、建物の中に入ってしまうと、上の方  
は見えないです。対策としては、カラスが嫌がる  
光や音を出すといったことで、買ってやっていた  
のですが、電池がなくなったり、壊れたりした  
んで、これに代わるいい方法がないかと思ひて  
いるんですが。

**司会:**とても切実な問題ですね。歴史系の博  
物館の人という科学の分野に疎いということで、  
職員の中でも対処の仕方に困ることがあると思  
ひます。もしこういう機会に、今日でなくともか  
まいませんので、皆さんの中で、木更津市さん  
にこうゆう対策があるよといった情報をお伝え  
いただければ良いかと思ひます。あと、どうで  
しょう。皆さんからご質問、ご意見等ござい  
ますでしょうか。

アンケートからは、来館者の乱暴とかクレマー

といったことができていますが、それが資料の破損を招くということですのでございます。これについては、今回資料を中心に討議をしておりますので、もしまた機会があれば、そのときにやりたいと思います。

それでは、今回お二人の講師をお招きして、皆様のアンケートを中心にアドバイスをいただきました。ここで大事なのは、とにかく点検である。点検をして発見をすることなんだということです。それには、職員の見回りがとても大事です。そして、資料がどのように傷ついているのか変化を観察して、何らかの行動を起こすということです。それには、博物館の環境を含めて、清掃が大事だということを、改めて先生方や皆様のお話から伺うことができました。自分の館の収蔵庫が、いかに清掃していないのか改めて考えますと、清掃しなければいけないと思いました。

時間を超過してしまいましたので、この辺で討議は終了します。慣れない司会で、皆さんの意図を十分に引き出せなかったことをお詫び申し上げます。それでは、閉会にあたりまして、本委員会理事の現代産業科学館小野館長よりご挨拶申し上げます。

**小野:**たいへんお疲れ様でした。熱心な質疑・討議まで本当にありがとうございました。2度目の登場でございますが、これはローコストで編成しているということで申し訳ございません。まずもって、基調講演いただきました三浦先生、ありがとうございました。「小さな改善から始まる館の危機管理」という演題から、非常に幅広い要素からお話をいただきました。何が起きる可能性があるのか予想して用心するというので、やはり色々な所では予見が大事になってきますので、先を読む力が大事だと思います。私が非常に印象だったのが、光についてですが、蛍光灯がLED化になってきています。今後、取って代わっていくことになっていきますが、東北大学の先生が青色LEDが殺虫効果があると論文でいっていますが、これは館を守るのに使えるかと思っています。そのうち資料にも影響がなくて、夜間に青色LEDにして殺虫が済むとすれば易しいことはないなと思います。そんな研究も今後、博物館関係でできるのではないかと思って、お話を聞いておりました。またIPMですが、目視が大事だということですが、これは日頃の危機管理が大事で、目視だけではなく臭い、よく五感を使えと勉強をする時もそうですが、何か変だなと思えば、発表にもありましたが、こんなところに砂が落ちているのはおかしいと上を見るとム

シがいたということで、フルに五感を使ってゆくことが大事だと思いました。先生、あたたかくご指導いただきましてありがとうございました。

そして、実践報告いただいた布施先生には、「久留里城址資料館の日常管理計画」ということで、きちんとマネジメントを遂行していると感銘を受けました。三浦先生のお話を聴いたあとの報告でしたので、きっちり実践しているなと思いました。日常の管理計画のなかで、みんなに見えて、何をすればいいのかとそのなかで議論が深まればよいので、「見える」化というのは大事だと思いました。そして秘密兵器まで登場いただいて、我々の世代50代後半でございますが、「黒い秘密兵器」という漫画がございまして、鋭く反応いたしました。当報告会のまさに、真骨頂かなとわざわざ皆様にお集まりいただいて披露するものもあるなと感謝感激でございます。素晴らしい実践報告いただきまして、皆さんの興味に発展することができました。ありがとうございました。

あとお忙しいなか、会員皆様につきましては、アンケートへのご協力、本日のご参加ありがとうございました。勤務する館を守るということは、幅も広く、予算も限られ、人も少ないなかで、資料もどんどん増えていくという苦労がありますが、私達の責務は後世に文化遺産を残すという崇高な使命だと思います。その使命感が皆さんを動かしているのかと、改めて本日感じた次第でございます。ぜひ今後とも、資料としての文化遺産を守っていただきたいと思います。私も微力ながら、館の危機管理を進めたいと思います。

最後になりますが、本日県博協副会長のDIC川村記念美術館の橋本館長、わざわざお越しいただきありがとうございました。

これをもちまして、千葉県博物館協会研究報告会を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

# アンケート集計報告

芝山町立芝山古墳・はにわ博物館 奥住 淳

今年度、千葉県博物館協会調査研究委員会の委員を務めさせていただいております。私の方からは、昨年度に調査研究委員会で、日常管理とローコストに関するアンケートを行いまして、その集計報告をさせていただきます。

まず、このアンケートですが、当委員会において研究テーマを「博物館・美術館等における危機管理—ローコストでも出来る日常管理—」と設定しまして、大震災のような大規模災害ではなく、日常の中で起こり得る博物館資料のリスク、またその対応を考えていくということでアンケートを行いました。集計結果ですが、平成26年7月1日から15日の間、加盟館77館を対象に行いまして、45館よりご回答いただきました。お忙しい中ご回答いただきありがとうございます。

それでは、各設問と主な回答について紹介させていただきます。

まず、Q1は、「空調設備による温湿度管理以外に、温湿度管理を行う際にどのような工夫しているか」というものでした。ここでは、「展示ケース内にアートソープを設置している」という回答が最も多く、14館からありました。その他には、「データロガー(おんどとり)を展示ケースに設置しデータを記録している」、「収蔵庫と展示室に温湿度計を設置し記録している」、「乾燥を防ぎたい資料の周辺に水を含ませたスポンジを置いている」などという回答がございました。

Q2は「資料にカビが生えてしまった際、どのように対処していますか?」です。こちらは、「刷毛で払い落とす」が最も多く12館、その他使用する薬剤として「消毒用アルコール(エタノール)を使用する」、あるいは「専門業者、修復家へ依頼する」という回答がございました。

Q3は「展示室や資料に虫を発見した時に、どのように対応されていますか?」です。一番回答が多かったのが「市販の防虫剤や殺虫剤を使用して駆除」で19館になります。以下どんなものを使ったのかということで、「業務用のバルサンのようなもので簡易燻蒸を行う」、「博物館用殺虫剤(ブンガノンエアゾール)による駆除。予防として年1回収蔵庫及び展示室内等に薬剤(エコミュア—FTドライ)を散布し、展

示ケース上部・下部の清掃を行う」などの具体的な回答もいただきました。また、セロテープで挟み込んでパッキングし、『文化財害虫事典』で同定後、保管、「虫の進入経路の特定した上で巣ごと駆除し、また同経路での監視をする」という回答もいただきました。

Q4「資料への紫外線対策はどのようにされていますか?」です。こちらは、ほとんどの館で「紫外線カット・博物館用の蛍光灯を使用」していることがわかりました。その他は、「LED電球を使用する」、「紫外線遮断用のガラスフィルムを貼付」、「照度を落とす」といった回答がございました。

Q5は、「資料の保管には適切とはいえない場所(統廃合後の学校校舎など)に資料を保存せざるをえない場合、どういった工夫をされていますか?」です。こちらは、回答がいろいろございましたが、「エアキャップや薄葉紙、ふとんで梱包する」、「文書保存箱に入れる」、「プラ衣装ケースや茶箱の利用」、「シリカゲルを入れ保管」、「考古資料で使用するテンバコが崩れないよう高く積まず、結束バンド等でとめる」、「紫外線対策」などの回答をいただきました。

Q6は、「展示の運搬や展示替え等で職員が資料を破損してしまう場合の対策としてどのようにされていますか?」です。こちらは、「台車や車輛など適切な機材の使用」が最も多かった回答になります。その他、「梱包用具や座布団・毛布・紐などを活用し、衝撃のないよう工夫」、「作業は複数人数で行う」、「手袋あるいは手洗い後素手で資料を扱う」、「台車の経路を確保してから移動する」といった基本的なことをしっかりとやるという回答が多くありました。

Q7は、「資料の盗難や紛失に対して、どのような工夫をされていますか?」です。この中での回答の傾向としては、「展示室の日常的な点検、職員や警備員による館内巡視、展示室の見廻り」、「機械警備や防犯カメラの設置」、もう一つの傾向としては、「資料を出入する場合は、持ち出しノートに持ち出し日・戻し日を記入する」などのように収蔵庫の資料を取り扱う際のルールを具体的に回答していただいた館もございました。

Q8は、「来館者による展示資料の破損やいたずら防止のために行っている工夫などありましたらお答えください」です。ここでは、「職員や警備員による



館内巡視、監視員の配置、防犯カメラによる監視]、「注意書や貼り紙で注意喚起をする。注意事項を書いたパネルの掲示]、「スタッフとボランティアによる来館者への声かけの励行」といった回答をいただきました。

Q9は、「その他に日常管理的なことで貴館がリスクと感じられている事象や、その対策・工夫がありましたらお答えください。」です。こちらでは、各館から具体的な例が回答をいただきました。まとめますと警備の問題、虫害、ほこり、くん蒸、盗難、施設の耐震、子どもの対応などいろいろな問題を抱えていることが読みとれました。

Q10は、「上記でお答えになった対策・対処について貴館で不十分である、または問題と感じている点がありましたらお答えください」ということで、各館からいろいろな事例をご回答いただきました。こちらは、予算が厳しい中でいかに資料の保存管理に万全を期していくか、各館知恵を絞って取り組みをされている様子や問題点などを具体的に伺い知ることができました。これらは、皆さんでお読み取りいただいで参考にしていただければと思います。

以上のようにアンケート結果ということで報告させていただきましたが、個人的な全体の印象としましては、各館いろいろな取り組みをされていて、各館の規模や館種によって違いますけれども、共通している課題も多いと感じました。その中で日常管理の徹底と資料の取り扱いの基本をしっかりとやるということが大切ということがアンケートから読み取れました。そういった問題を県博協の中で情報交換あるいは共有できたら良いのではないかと思います。私の報告は以上ですので、この後の討議で生かしていただければと思います。

# 「資料を取り巻くリスクへの対策アンケート」集計報告

## 1. 調査研究委員会研究報告会に係わるアンケートについて

千葉県博物館協会調査研究委員会では、平成26年度の調査研究テーマを「博物館・美術館等における危機管理―ローコストでも出来る日常管理―」と設定し、大震災のような大規模災害ではなく、日常の中で起こり得る博物館資料へのリスクとリスクへの対策について考えていくことにした。

テーマの設定にあたっては、現今の自治体財政が博物館等の予算面・施設面にも影響を与えていることの現状をふまえて、予算・施設・設備が十分ではない中でも資料を守るために行うことの出来る対策、実際に各館が「ローコスト」で行っている工夫と問題点などについてアンケートを行った。また、調査内容については、調査研究委員会の活動の参考資料とし、研究報告会で活用することとした。

## 2. アンケートの集計結果

アンケートの実施期間は、平成26年7月1日～7月15日で、加盟館77館のうち45館より回答を頂いた。アンケートの質問と回答の概要は以下のとおりであった。

### Q1 空調設備による温湿度管理以外に、温湿度管理を行う際の工夫をご教示下さい。

- 展示ケース内にアートソープを設置している。(14館)
- 調湿剤を設置している。
- 収蔵庫では除湿機を使用している。
- アートソープを展示資料に合わせて設置する。データロガー(おんどとり)を代表的な展示ケースに設置し、データを記録している。
- 冬期は加湿器使用。夏期は空調頼み。年間を通じて、収蔵庫と展示室に温湿度計を設置し、記録している。
- 乾燥を防ぎたい資料の周辺に水を含ませたスポンジを置いている。

### Q2 資料にカビが生えてしまった際、どのように対処していますか？

- 刷毛で払い落とす。(12館)
- 消毒用アルコール(エタノール)を使用する。
- 専門業者、修復家へ依頼する。

### Q3 展示室や資料に虫(必ずしも文化財害虫とは限らず)を発見した時に、どのように対応されていますか？

- 市販の防虫剤や殺虫剤を使用して駆除。(19館)
- 外部侵入の虫は手で除去。虫が発生したと思われる資料を隔離し、ミサイルショット(業務用のバルサンのようなもの)で簡易燻蒸を行う。
- 博物館用殺虫剤(ブンガノンエアゾール)による駆除。予防として年1回収蔵庫及び展示室内等に薬剤(エコミューア-F Tドライ)を散布し、展示ケース上部・下部の清掃を行う。
- セロテープで挟み込んでパッキングし、『文化財害虫事典』で同定後、保管。
- 安価に購入できるゴキブリホイホイ等(誘引剤はのぞく)を館内各所に設置し駆除の一助に。また、どのような虫がかかっているかを調査。
- 過去事例(ダンゴムシ)では、進入経路の特定した上で巣ごと駆除し、また同経路での監視を強化した。逆に、展示室において営巣していないことが確認できたので薬剤散布などは控えた。

**Q4 資料への紫外線対策はどのようにされていますか？**

- 展示ケース内は紫外線カット・博物館用の蛍光灯を使用。
- ハロゲン電球に替えて、LED電球を使用することにした。
- 退色の心配のある資料を展示する際は、光量を制限。
- 館出入口、通用口等に紫外線遮断用のガラスフィルムを貼付。
- 既存の(UVAを透過するガラスではなく、吸収する)アクリルケースの積極的な活用。  
照度を落とす。複製品を展示している。

**Q5 資料の保管には適切とはいえない場所(統廃合後の学校校舎など)に資料を保存せざるをえない場合、  
どういった工夫をされていますか？**

- エアキャップや薄葉紙、ふとんで梱包する。
- 褪色・劣化が心配な紙質資料は防虫剤を入れた段ボール製の文書保存箱に保存する。  
そうでないものは、耐久性のあるポリ袋で包装する。
- 博物館以外での資料保管を行っていない。館内の収蔵庫以外での一時保管などの場合には、プラ衣装ケースや茶箱の利用、低湿暗所への保管などを行う。
- 温度湿度による影響の少ない資料のみを置いている。
- 考古遺物や民俗道具などを棚に整理して保管している。金属製品などについては、シャーレ等にシリカゲルを入れ保管。特に貴重な金属製品(古鏡など)については、調湿機能付保管庫へ収納。
- 学校の余裕教室を使用。カーテンを閉め、天箱の上に新聞紙をかぶせる。
- 考古資料が多いため、テンバコが崩れないよう高く積まず、結束バンド等でとめる。
- 紫外線対策をすると同時に、展示室内の温湿度を定期的に観測し、各種空調設備を用いて温湿度を調整している。

**Q6 展示の運搬や展示替え等で職員が資料を破損してしまう場合の対策としてどのようにされていますか？**

- 台車や車輛など適切な機材の使用、必要に応じ搬入経路の養生。
- 資料梱包用具のほか座布団・毛布・紐などを活用し、衝撃のないよう工夫。
- 資料運搬用の台車を綿布団等の緩衝剤で保護して運搬する。展示作業台には毛氈等を敷き、台上に直接資料を置かないようにする。作業は複数人数で行う。
- 輸送中の振動などによる資料の破損を避けるため、資料移動時は、できるだけコンテナや箱などに収納し手持ちでの運搬とする(1回の移動を持てる個数、重量の範囲とし、多量の資料でも複数回に分け運搬の手間を惜しまない)。重量物など資料運搬用台車を使用する場合には、複数職員での移動を基本とする。
- 展示作業は職員が立ち会いの上、基本的に美術品輸送業者が行う。取り扱いについては職員・業者で相互に確認し、事故のないよう留意している。職員のみで資料を取り扱う場合も同様の手法で行う。
- 台車移動または展示ケース移動時には、必ず複数の人間が行う(無理をしない)。また同じく段差における振動軽減のため、適宜段ボールや養生ボードを利用する。
- 手袋あるいは手洗い後素手で資料を扱う。時計はしない。名札・携帯等は外す。台車の経路を確保してから移動する。綿ブトン、基本的には衝撃緩和材として使用する。

**Q7 資料の盗難や紛失に対して、どのような工夫をされていますか？**

- 展示室の日常的な点検、職員や警備員による館内巡視、展示室の見廻り。
- 展覧会会期中は監視員を配置している。
- 機械警備や防犯カメラの設置(モニターの監視による)。
- 収蔵庫の資料を定期的に点検、棚卸し、展示替えの際に確認。収蔵庫の鍵の管理の徹底。
- 収蔵庫からの出庫(展示、閲覧等)に対しては、全職員が文書による申請を行わねばならず、出庫作業は収蔵庫に入れる特定の職員のみが対応することになっている。

- 収蔵庫内での所在場所をデータベースで管理。
- 常設展示の来館者による不具合の発生は毎日のように起きるのですが、きちんと対応することが館の質を高めると考え、毎日のスタッフによるチェックを、日誌に残しつつ実施しています。そして、その対策として修理のスタッフを常駐させて、破損の生じるたびに迅速な対応を心がけています。
- 収蔵庫に関しては鍵がかかっており、スタッフ以外簡単には入れない。貴重な資料や収蔵作品はわずかであり、決められたスタッフのみが触るのみ。収蔵場所から動かす場合や持ち出す場合は、担当係が上司に報告の上、作業を行う。内部で持ち出す際にも、組織内でも決められた場所以外に移動や貸出の際にも、もれなく記録を残している。
- 収蔵庫から資料を出入する場合は、持ち出しノートに持ち出し日・戻し日を記入する。外部は赤字・内部は黒字としている。史資料の分析は、研究室・荷解室等限定した場所で行うようにしている。資料の一時返却や貸出は、文書により行っている。

**Q8 来館者による展示資料の破損やいたずら防止のために行っている工夫などありましたらお答えください。**

- 職員や警備員による館内巡視、監視員の配置、防犯カメラによる監視。
- 注意書や貼り紙で注意喚起をする。注意事項を書いたパネルの掲示。
- 露出展示資料で手に触れてはいけないものについては、鎖つきポールなどを前面に設置。
- 来館者の動向を分析し、展示資料の破損やいたずらをしにくい展示手法とする。展示室は、随時職員が巡回し、来館者動向を注視すると共に、資料の状態確認を行なっている。
- 学校など子供の団体が見学した後は、展示室を見回り、状況を確認する。
- スタッフとボランティアによる来館者へのお声かけの励行は意識してやっています。
- ケース・額に入っていない作品(直接接触れることのできる状態の作品)がある展示室、借用作品のある展示室には必ず監視員を置く。警備員が定期的に巡回する。特に注意が必要な作品にはケースまたは結界を設置し、監視員が来館者に声かけをする。
- 年4回の企画展での展示中の事故については、保険をかけており清掃中の事故、観覧者による破損が過去にあったが保険で対応した。当施設の性格上、警備員がいないと展示できないような展示物は展示していない。さわったり、ふれたりできるものをできるだけ展示している。ただし、監視員もつけない場合もあるので、来館者の多い時は展示室に数回アルバイトやスタッフが巡回を実施。無人の展示状態なので、展示導線を走れないように、またうっかり作品の中に入らないような、パーティションをしている。

**Q9 その他に日常管理的なことで貴館がリスクと感じていられている事象や、その対策・工夫がありましたらお答えください。**

リスク→○夜間や年末年始の休館日等、職員及び警備員不在時の防犯管理。

対 策→○機械警備及び定期的な警備員による敷地内の巡視

リスク→○山の中腹にある資料館なので(かつての城跡の一角)、虫を呼び込みやすい環境にある。

対 策→○館の出入口や展示室入口には、粘着マットを敷き、入館の際に土やホコリなどを除去していただくよう来館者にご協力をいただいている。

○非常口などの照明など虫が集まってきやすい場所へのトラップ設置。

○館職員だけでなく、環境美化作業に従事するシルバー人材センターからの作業員、夜間常駐の警備員を含め、一堂に会した研修会を実施。文化財害虫の早期の発見と駆除、博物館資料の保存環境、ならびに来館者への快適な観覧環境の整備に努めている。

リスク→○展示資料のほこり、劣化。

対 策→○毎日の展示室管理で資料の状態管理を行い、クリーニングなどを定期的に行う。また、年に一度休館し、劣化しやすい展示資料のクリーニング、入れ替えなどを実施。

リスク→○博物館職員が常駐していない施設(分館)があり、収蔵庫・展示室の管理が行き届くか心配。

対策→○1日に1回は職員が訪問し、巡回を行っている。

リスク→○幼児～小学校低学年の来館者が多く、走って転倒する、子ども同士でぶつかる等でケガをすることがある。

対策→○保護者と一緒に行動するよう声かけをする。

リスク→○大規模燻蒸が実施できなくなり、虫菌害のリスクが以前より増している。

対策→○IPMを導入し、被害を少なくする努力をしている。

リスク→○床の補強(ゆがみを確認している)、耐震対策の不備

対策→○耐震用具の設置

リスク→○ショップでの盗難があります。

対策→○ショップ内のスタッフの配置に心がけています。

リスク→○展示室の空調が未整備であり、展示資料に影響がでる可能性がある。

対策→○影響のでやすい資料については気候のよい時期に期間を限定して展示するなどしている。

リスク→○設備担当・清掃員・ミュージアムショップなどの人員の入れ替わりが多く、作品保護のための基本動作・マニュアルが全員に浸透していない。事務系職員も入れ替わりが多く、虫害防止のため扉を閉めるといった基本的な認識が欠けている。「展示室で匂いがする」との報告を受けて事務系職員が勝手に空調を止めてしまうなど、学芸員に相談せず資料への影響も考えずに日常レベルの思考で対応してしまうことがある。また来館者へのサービスとクレーム回避を重視するあまり、事務系職員・監視員が展示室での飲食(飴・ガムなど)を許容したり、危険な行為を「見守り」で済ませてしまう傾向がある。

対策→○トラブルが起こるたびに問題点を指摘し、以後は学芸員に相談してから対応するよう注意喚起しているがあまり効果がない。職員の認識を向上させるための教育が必要。

リスク→○露出展示が多いため、展示室のレイアウトにより見通しが悪い。

対策→○館内の見回りを行う。リュックを背負っての入館は遠慮いただく。

リスク→○公園内にあるため、虫(文化財害虫だけではない)の侵入リスクがある。

対策→○館周辺の清掃、除草を定期的に行う。

リスク→○虫・カビ等から資料を守るための施設環境

対策→○年1回の業者委託による環境調査

**Q10** 上記でお答えになった対策・対処について貴館で不十分である、または問題と感じている点がありましたらお答えください。

○機械警備及び定期的な警備員による敷地内の巡視では、被害時の速やかな対応がとれず、手遅れになる危険性がある。

○博物館資料を守る管理運営にかかる委託料・消耗品などの予算が年々減らされている。

○色々あります。理想にはほど遠いかと思っています。

- 施設の構造により収蔵庫への昆虫侵入対策については万全でない状況である。文化財虫害防止専門業者などによるアセスメント対策が必要と考えているが予算の確保が難しい。
  - 上記施設(分館)では、国および県指定の文化財を多数収蔵しており、現状では管理に不安がある。特に展示室については、空調管理や開閉も博物館以外の部署の所管となっており、適切な管理が行えるか不安。
  - 温度・湿度の管理、くん蒸の未実施。
  - 予算の都合上、くん蒸できない。
  - IPMを実施しても害虫の撲滅は難しい。空調設備の老朽化により温湿度管理に不安がある。
  - 雨漏りやひび割れ、展示ケースの老朽化など、建物の各所に問題が生じているが、十分な対策・対処をとることができず、博物館資料の適切な管理が難しい。また展示についても制限があるため、来館者の期待に応える展示が困難な状況である。
  - 保存を目的とする資料の展示は、施設の不備があるため、行えないが、体験を補うためのパネルや資料の展示を行っている。ただし、劣化は著しく、来館者の目に留まるものとして、定期的なメンテナンスを行う必要性を感じている。
  - 将来的には空調設備の整備が望まれる。
  - 来館者が美術館・博物館に求めるもの(サービス)が多様化し、また「お客様」として遇されたいという意識が高く、対応に困る場面がある。靴音がうるさい、話し声がうるさい、子供に注意をするな、触れていないのに注意され不愉快だ、など職員に対し激昂・逆ギレする来館者が増えた。「モンスター」「クレマー」など、一般社会でも同様の事例が増えているようだが、美術館・博物館では資料保存のためのルールがあり、「お客様にサービスを尽くす」といった対応をしていると資料破損・汚損などの事故につながりかねない。
- 警備・監視・清掃・設備・ミュージアムショップなど、博物館・美術館のスタッフは資料保存のための基本的な行動規範(扉を閉める、禁止事項、持ち込み禁止物など)を認識している必要があるが、配置転換、雇用形態や運営方針の変更といった要因のため短期での人の入れ替わりが多くなり、知識があり新人に伝授できるスタッフが少なくなっている。分業化・組織改編により、自分の持ち場の決まった仕事で手一杯となり、温湿度管理といった美術館・博物館の重要なルールを他人事のようにならなくなっているスタッフがいる。事務系スタッフの業務分担が大幅に変わって以来、かつては日常的に行われていた学芸員とそれ以外のスタッフの交流・連絡が途絶えがちである。資料の破損・汚損といった事故は、環境(設備、虫害)よりも人的なミスから引き起こされるものの方がリスクが高く、対策が不十分であるように思われる。
- 収蔵庫が半地下構造であり、湿気が多いこと、また館の配管が収蔵庫天井部にむき出しとなっていて黒カビが大量に付着している。館の構造に問題があるが改築などは難しく苦慮している。とりあえずの対策としては除湿機の設置、換気扇、空調機の常時運転で対応。
  - 収蔵庫内は常時カビ臭がしており、対策は十分でない。
  - 7年ほど前に館の燻蒸を行ったが、それ以後実施していない。費用の点で頻繁には難しい。虫干し等の作業が定期的に必要なだが、人員の問題ですべてを行うことは難しい。また、予算上の問題もあるが、古文書などについては個別燻蒸を実施する必要があると感じている。
  - 不十分ではあるが、施設整備で対応していきたいと考えている。
  - 博物館の設計段階から、露出展示を多用する方針をとっており、現状では変更することができない。
  - 屋外企画展示について、突風、雹等の天候不順についての対策。
  - 郷土資料は数が膨大で、資料の所在確認には手間がかかる。
  - 入館者出入口・職員出入口・建物裏出入口・荷解室シャッターの虫侵入対策として、防虫ブラシの設置・シャッター隙間埋め材の設置等が望まれるが、財政上の理由により難しい状況にある。施設外回りの環境整備としての下草刈りも、職員自ら行っており、業務との兼ね合いから充分とは言えない。出入口の虫対策として、簡便に対応が可能か伺いたい。

# 平成27年度視察報告

## 視察 骨董通り法律事務所

千葉県立関宿城博物館 尾崎 晃

### 1. 視察の目的

平成27年9月30日(水)に東京都港区にある骨董通り法律事務所の小林利明弁護士を訪ねた。目的は今年度の研究報告会での講演を依頼するためであり、今回の視察後に講演の内諾を得た。なお、小林弁護士の講演の詳細は別稿を参照されたい。



骨董通り法律事務所(東京都港区)

### 2. 依頼の経緯

今回小林弁護士に研究報告会にて講演を依頼することになったのは、今回のテーマで、著作権や肖像権などの博物館が関わる法律上の問題や権利関係を検討するに当たり、法律の専門家からの意見・アドバイスを頂きたかったためである。そこで、博物館・美術館などの文化・芸術活動について造詣が深く、著作権等についても多くの著書を持つ小林弁護士に講演を依頼した。

### 3. 骨董通り法律事務所について



棚にはさまざまな雑誌や映像が並ぶ

骨董通り法律事務所は、法律家としての活動を

じて様々な芸術活動を支援する法律事務所として、平成15年に設立された。出版・映像・演劇・音楽・ゲームなどの業界に詳しく、著作権等の知的財産権についてもさまざまなアドバイスを行っている。打ち合わせをした部屋には、さまざまな雑誌やDVDなどの映像関係の著作物が並び、これまで小林弁護士並びに同事務所で扱ってきた案件の豊富さを窺わせた。

### 4. 講演内容の打ち合わせ

小林弁護士には今回のテーマ設定の趣旨と、このテーマについて加盟館園職員の理解度について説明した。概して我々はこの問題について理解が充分とは言えず、講演では先ず法律で定められた諸権利の概略説明から入ってもらうこととした。

研究報告会参加者の最大の関心は、何か問題が起こった時の対処方法と、問題が生じないために備えについてである。この点について小林弁護士は個別事例の判断になるので、事前に参加者から具体的な事例に基づいた質問を寄せていただければ、出来るだけ講演中に答えるようにするとの返事をいただいた。調査・研究委員会ではこの問題についてアンケート調査を行っており、その集計結果を講演前に送ることとした。

最後に小林弁護士から、今回のテーマについて研究報告会参加者が見識を深めるだけでなく、館全体に広まり組織として対処できるようにしなければならない、との指摘をいただいた。研究報告会は開催して終りではなくきっかけとなるようにしたいとの思いを新たにしたい。



打ち合わせの様子

# 平成27年度 千葉県博物館協会研究報告会

テーマ：「博物館・美術館の危機管理について－あなたの館は大丈夫？」

～著作権・肖像権・個人情報～

1. 日 時 平成27年12月11日(金) 13時20分～16時10分

2. 会 場 千葉県立現代産業科学館研修室

3. 主 催 千葉県博物館協会・調査研究委員会

## 4. 当日日程

開催 挨拶

趣旨及び日程説明

講演1 「博物館業務と個人情報保護」

千葉県立中央博物館 副館長 萩原 恭一氏

休憩

講演2 「博物館活動と著作権・肖像権・個人情報・プライバシー」

骨董通り法律事務所 弁護士 小林 利明氏

質疑・討議

閉会挨拶



# 講演 1 「博物館業務と個人情報保護」

千葉県立中央博物館 副館長 萩原 恭一



ただいまご紹介いただきました萩原でございます。よろしくお願ひいたします。私が今日の講師ということで、お越しになった方の中には萩原のどこが専門なんだと思われた方も多いのではと思います。もちろん私の専門は考古学で古墳時代です。このようなタイトルで今日私がお話することになりましたのは、先ほどご紹介いただきましたが、博物館と文化財保護行政の仕事をする中で、どうしてもやってこなければならない場面が多かったからです。この後、著作権の方で弁護士の小林先生からご講演をいただきますけれども、皆さんご質問されれば、それは法律の第何条によってそういう規定ですよということが逐一解説できる能力をお持ちの方ですけれども、私の場合皆さんから質問を受けても、法律の何条によってというような答え方はできないということをご了解ください。

私が個人情報の執務的なことで個人的にどうしてもやらざるを得なかったという状況は、博物館によく来られる方から開示請求があったからです。その開示請求というのは、その頃私は県の指定文化財の担当をやっておりまして、指定文化財を指定する際の調書がございますが、その調書に基づいて、文化財保護審議委員会の方で審議をして、その上で県の指定文化財にふさわしいかどうか決定をして、最終的に県報に登載して指定となりますけれども、その指定過程の分かる文書を見せてくれないかというものでした。個人的なこと

で話がきましたので、一つや二つでしたら上司の許可を得てお見せできるかも知れませんかに対応していたのですが、全部ということでした。個人的なつながりでそういった文書を全部見せるわけにはいきませんので、そこまで知りたいのでしたら情報開示請求してくださいといいましたら、開示請求するとなった訳です。過去における県の指定文化財全部ということですから、それは膨大なわけです。それで該当するものをすべてコピーします。コピーするとその中に不開示部分があるわけです。この不開示部分が個人情報になりまして、個人情報は開示請求があっても公開しません。この中で、個人情報保護法を一度でも頭からおしりまでお読みになった方はどのくらいいらっしゃるでしょうか。何人かはいらっしゃいますね。実はですね、私もこの業務をやるまでは読んでことはありませんでした。開示請求を受けた後、開示にあたっては、県にはマニュアルがございます。それに基づいてチェックしながら、なおかつ開示請求の担当者と打ち合わせをしながら、ここの部分は消してありませんね、ここは消してくださいという箇所もあります。歴史的な人名などを消してしまうのはやりすぎですよということもあるわけです。そのようなやり取りをしながら、開示請求に対する回答を出していくことになります。そういったことをやった関係で、どうしても読まざるを得なくて、個人情報に関する法律関係のものを読み、そういった手続きを取ってきたということで、私はたまたま普通の方よりは業務として熟知してきたということでご理解いただければと思います。

実際、個人情報は日本社会の中で保護されるべきものという観念は、かなり浸透して来ていると私は思っています。それを自分自身で実感したのは、子どもが小学生の時にある年度から連絡網がまわってこなくなった時です。あの時に、個人情報は社会的にきちんと保護されるようになったのだと痛感しました。それまではクラスのすべての子の住所や電話番号がわかっていて、例えばお休みの日なども連絡網でご近所に話が通じるというやりやすい面もあったのですけれども、その代わりならだらと

個人情報が出回っていて、いつ外に出ていくかわからない状況だったわけです。ついこの間、県の教育委員会の学事録を整理していて、平成の初めの頃のものが出てきました。その頃の県の学事録は、今では信じられないような個人情報の山でして、氏名、年齢、住所、電話番号、さらに最終学歴まで全部載っていました。当時はそういったものもだらだら平気で出ていっていました。

それでは、本題に入っていきたいと思います。個人情報保護の法体系のイメージですが、基本法制としましては、「個人情報の保護に関する法律」というのがございます。これが国の法律で通常私たちが個人情報保護法と呼んでいるものです。この個人情報保護法の構成は大きく二つに分かれます。第1章から第3章までが、基本理念、国及び地方公共団体の責務、施策、基本方針の策定等となっています。要するに主に公共機関に係ってくる部分です。それとは別に第4章から第6章、ここに個人情報取扱者の義務等が定められています。この個人情報取扱者というのは、主に顧客情報、取引先情報、従業員情報等において体系的に整理された5千名以上の情報を保有し、事業を営む上でそれを利用している事業者というように定義付けられています。5千名と言うのも、恒常的に用いる情報を5千名以上持っているというのがポイントになります。恒常的と言うのは6ヶ月以内に削除することを前提として有している情報は、該当しないそうです。ただ、6ヶ月以内に削除する情報を業者としてどれだけ集める意味があるのかというのがありますので、大半の業者は恒常的に用いているとお考えいただければと思います。これらについては、一番皆さんピンとくると思いますのは、住宅地図のゼンリンです。ゼンリンの住宅地図には、氏名まで入っていますので、これに規定される事業者になります。その他に法体系のイメージとしては、その下にそれぞれの主務大臣制の事業分野ごとのガイドラインが設けられています。それとは別に国の行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律がまず一つございます。それから国の独立行政法人が保有する個人情報の保護に関する法律、各地方公共団体は、地方公共団体で制定される個人情報の保護条例を持っています。千葉県ですと県の保護条例がありまして、さらに各市町村がそれぞれ保護条例を持っています。念のため確認しましたがけれども当然、千葉県内には個人情報保護条例を制定していない市

町村はございません。この個人情報保護に関する法律ですけれども、平成15年5月に制定されて第1章から第3章までは制定されてすぐ公布されています。第4章から第6章の個人情報取扱者の義務の部分ですが、2年間の猶予を置いて、平成17年の4月に全面施行されています。この法律の目的ですが、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利、利益を保護するというのが目的でございます。さらに個人情報に関する定義ですけれども、極めて明確でございまして、生存する個人に関する情報です。それと当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができる、ここまでが個人情報の定義です。ただし、これが実際に運用していく上で重要なのですけれども、死者の個人情報であっても、その死者の個人情報から今生きている方の個人情報が類推できる情報がたくさんございます。例えば、私は栃木の出身ですけれども、栃木市に伝統的建造物群保存地区がございまして、そこに嘉右衛門町というのがあります。なぜ嘉右衛門町と言うかと申しますと、そこはかつては名主さんの岡田嘉右衛門さんの土地だったのです。岡田嘉右衛門さんは代々世襲でして、私の高校の一年先輩が現在世襲改名して岡田嘉右衛門となっています。ということは、もう亡くなっている岡田嘉右衛門さんの個人情報だからといって安易に開示してしまうと、現在生きていらっしゃる当主の岡田嘉右衛門さんの個人情報をも開示してしまう場合があります。ですので、個人情報の定義としましては明確に生存する個人の情報となっていますが、死者の情報であっても現在生きている方の情報に行き着いてしまう場合があるということに十分注意をしていただければと思います。

そして、この法律の基本理念ですけれども、個人情報は、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱うべきであることに鑑み、その適正な取り扱いが図られなければならない、という内容になっています。それから、個人情報の場合、例えば画像、本人の肖像なども個人情報になっていきますけれども、気を付けなければならないのは、映像記録だけではなく音声記録も個人情報だということです。例えば、普段話している声と声優さんをやっている時の声がほとんど違いの無い方、有名な方ですと熊倉一

雄さんとかフネさんの声を長くやっていた麻生美代子さんなどは、音声を聞いた瞬間で日本中のほとんどの人が、すぐにわかってしまいます。一般人の場合でも声を聞いた瞬間誰々さんの声と、特に特徴のある声ですとわかってしまいますね。実は音声も個人情報になるということをお忘れならないようにしていただければと思います。

次に、先ほどの法体系に基づいて説明いたします。国の行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律の整備ですが、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律がトップにあります。それから独立行政法人、情報公開、個人情報保護審議会設置法、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律と、非常に細かく分けながら個人情報の保護については整備しております。この中で、特に総務省の行政管理局、こちらでこれらの法律を整備するにあたって、『解説 行政機関と個人情報保護法』と言う解説書を出しております、これはネット上で引くことができます。これは平成17年の個人情報保護法の施行に先立って提示しているものです。全体で236頁という非常に大部なものですけれども、逐条解説となっていて、これを一つ一つ読むことによって、理解しやすい内容になっています。条文の趣旨とそれに対する解説という構成になっていますので、ご覧いただくとこの法律を運用していく上でかなり役立つと思います。また、立法化の経緯も書いてありまして、昭和55年に経済協力開発機構、いわゆるOECDが、当時、コンピューターが普及し始めた関係で、個人データの国際流通のガイドラインに関する理事会勧告を出しています。この段階で、現在私たちが目にしていくような、コンピューターによって個人情報がどんどん流出していってしまうということに、この段階でかなり危惧をしています。昭和63年には、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律が既に出されています。要するにこれが今私たちが普段適用している個人情報保護法のもとになる法律、旧法と呼んでいまいけれどもそういったものでございます。

次に国の機関、地方公共団体の取り組みですが、管轄ごとにあると申しましたが、私たちに一番身近な文部科学省の場合、文部科学省所管分野における個人情報保護に関するガイドラインを平成24年に出しております。県の保護条例は、平成5年10月に

施行、その後に何回も改正しております。各市町村の個人情報条例は、千葉市が平成7年、市川市が昭和61年にはもう制定されています。

ここからが皆さんが取り扱う本題になると思いますが、博物館が取り扱う主な個人情報は、大きく二つに分けられると思います。教育普及・広報に関する分野で言いますと、教育普及事業参加者の名簿、メールマガジンの発行しております登録者名簿、博物館友の会の会員名簿、苦情や要望があった場合の受付処理簿などがあります。それからもう一つは博物館資料関係で資料の寄託者・寄贈者の名簿、資料借用者、貸与者の名簿、個人情報が記載されている博物館資料に分かれると思います。個人情報保護法にも、明確に書かれていますが、個人情報を保有する場合は、目的的に集めなければならないこと、目的外に使用しないこと、個人情報の保護をきちんと行うことがあります。例えば、教育普及事業の参加者名簿をお持ちだとしたら、それを管理するために持っているのは良いのですが、それをもとにしてダイレクトメールを送るとかをやってしまうと目的外使用ということで、問い合わせがあることはお考えになっておいた方がよろしいかと思えます。ダイレクトメールを出すのであれば、ダイレクトメールを出すことが目的ですよということで、それぞれの方から個人情報を集めなければならないということです。それから、友の会の名簿につきましても、友の会の会員のための名簿であるわけですから、基本的には他のことには用いることはできません。例えば、これから新たに友の会を立ち上げる際に、ダイレクトメールを送る予定であれば、最初から名簿を作成する段階において、こういうものに使用するということの了承を得た上で作成しなければならないこととなります。それから、資料の寄託者・寄贈者名簿は、後々資料管理にあたる上で重要なものになると思いますので、皆さんお持ちだと思えます。個人情報が記載されている博物館資料としましては、家庭用の米穀通帳があります。戦中から戦後にかけて食糧事情が非常に厳しかったころに、これを持っていってお米の配給を受けるものです。これには住所・氏名が入っております。当然戦中戦後の時期ですから、ご存命の方がいらっしゃるから個人情報になるわけです。それから、軍事郵便にも住所・名前が書かれててあります。こういった場合博物館ですと、展示資料になります。これをどのあたりまで真剣に考えるかというこ

とになります。確実にやるのであれば、この方まで行き着く調査をやって、住所・名前まで出した状況で展示してよろしいか確認した方がよろしいかと思えます。行き着かないのであれば、住所などを隠したとしても資料の価値が損なわれるものではないと考えます。この画像は、長野県から出征していった兵士の方が、ご家族に出された手紙です。住所がなければ何々様まで名字まで開いたとしても個人までなかなか行き着かないとは思いますが、調査するのが面倒だからとか、行き着く可能性が低いからとかと最初から安易に考えないで、まずは一度調査して無理であったならば、どういった方法で展示するかを考えていただければと思います。また、印刷物にお名前を載せるのであれば、存命の方であれば確認を取った方がよろしいかと思えます。資料を寄託・寄贈されている場合、あるいはこちらから借用している場合、展示の際に個人情報をどこまで出すかですけれども、これも人によって考え方が違います。自分が持っていることを出しても良いという方はお名前を出しますが、そうでない方は「個人蔵」として展示すればよろしいかと思えます。これも、個人の名前を出さないことによって資料的価値は減失しませんので、展示の担当者として判断していただければと思います。

それから、館が保有する個人情報を取り扱う上での留意点ですが、まずデータを取り扱う人間を限定することです。小さい博物館でしたら問題は無いかもしれませんが、何十人もいる博物館では、誰でもそのデータを扱えるというのは非常に危険です。データを扱える人間は出来るだけ限定してください。例えば、博物館資料を取り扱うデータなどは、資料管理をする極めて限定された方々が管理するべきです。教育普及や広報関係に関する個人情報であれば、その事業に直接関わる限定された方々が扱うようにしてください。次にデータの保管先を限定し、厳重に管理することです。それから、データを安易にコピーしない、安易に持ち出さないことです。それからこれは一番ミスをしやすいことですが、同時に複数のメール登録者に送信するばあいはBCCにして、他の方にはアドレスが見えない状態で送信すべきですが、これはBCCかCCかのワンクリックで大きな違いが出てしまいますので、確実にBCCの扱いが出来ているか複数の人間で確認した上で送信することをお勧めします。それから収集した目的以外に使用しないことです。また、不要

になったデータは、確実にかつ適切に破棄してください。例えば、コンピューターの中に入っているデータならば、コンピューターを最終的に廃棄する段階で確実に消えている状態にしてください。

ここまでが保有している個人情報はどう取り扱っていくかで、ここからは開示請求があった場合です。開示請求が出来る行政文書というのは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書・図画及び電子的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。要するに職員が業務上作成して保管しているものです。そういったものは一般の方に開示することができます。開示請求にあたっては、これは特殊な例ですけれども、私、萩原恭一の個人情報を保有しているところ、私は印西市に住んでおりますので、印西市役所が私の個人情報を保有しております。ところが、私の情報の中に、どうも間違っている部分がある可能性がある場合には、自分自身の情報を開示請求するという方法もありますが、私がここで申し上げているのはそういう開示の仕方では無く、一般的にいう場合の開示請求です。

ただし開示請求文書から次のものは除かれます。官報・広報など不特定多数の方に販売することを目的として発行されるもの。これは、販売だけではなく、インターネットの上で誰でも見られる状態になっていますので、そういったものも含まれます。官報に記載されている典型的なものとして、千葉県の場合ですと指定文化財は、最終的に県報掲載した上で法的手続きが終了しますが、指定にあたっては県報に指定物件名称だけではなくて、所有者・保持者であれば、その方の名前・住所まで載せてあります。ですから、それに載せているものであれば、個人情報といえども不開示の対象では無いということです。それから県の文書館・博物館などで歴史的な資料、学術研究的な資料として特別な管理がなされているもの。文書または図画の作成の補助に用いるために一時的に作成した電子的記録が除かれます。

次に不開示対象から除くものですが、公務員の方は気をつけていただきたいのですが、当該個人が公務員の場合は、職務遂行に係る情報のうち職・氏名・職務遂行内容は個人情報として保護はしていただけません。最後が、実施機関の経費のうち食料費の支出を伴うような懇談会・説明会に係る出席者の

団体名・職名・氏名は保護してもらえません。後は、この後小林先生から肖像権のところでお話されると思いますが、公務員の公務中の肖像権は極めてあいまいです。守ってもらえない可能性の方が高いと思われた方が良いと思います。特に公安関係になればなるほどそうみたいで、警察官の公務中の肖像権はほとんど認められないに近い状態のようです。ただ、法的根拠がどうなのかはありますので、後で小林弁護士からお話があるかもしれません。

次に博物館が行う個人情報収集の一例ですが、県立中央博物館のホームページの中の一部です。例えば県立中央博物館のメールマガジンを購読したいという場合は、この画面にメールアドレスを記載していただき、「次へ」を押せばそれだけで登録されて、個人名も住所も電話番号も何もいらなくて、アドレスだけを記してそこに配信するだけというのをやっています、県立館すべてでこのフォーマットでやっています。ここで気をつけていただきたいのは、注意事項のところで、「ご記入いただいたメールアドレスは、ご希望のメールマガジンの配信のみに使用いたしますが、千葉の県立博物館共通のメールマガジン配信システム上で一括管理されています。上記に同意される方のみ次へのボタンをクリックし登録をお願いいたします」となっています。なぜこんなにしつこい書き方をしているかといいますと、同じシステム上で管理している関係で、一回事故をやってしまいました。自分の館のメールマガジンを希望しているのではない、他館のメールマガジンの登録者にまで間違えて発送してしまったことがありました。これは誤操作で起きてしまうミスでしたので、その時にはどういった個人情報の管理をしているのかとクレームがございました。それに対してはこういうシステムの中でやっています、申し訳ありませんでしたと謝罪しました。ですので、こういう書き方をしないと個人情報という形で管理されているのか説明が不十分ですので、このようなエクスキューズを入れたわけです。

私が博物館で実務的に働かせていただいたのは、国立歴史民俗博物館での5年間だけですけれども、あの時に第3展示室・近世のリニューアル事業の事務局、第6展示室・現代のリニューアル事業の事務局の仕事をさせていただきました。ここからは、その時経験したことを二つご紹介したいと思います。これは、この後の小林先生のお話と関わってきます

けれども、著作権・肖像権・個人情報のどの保護の対象でもない事例がたくさんあります。その例として典型的なものですが、東京大学史料編纂所が持っておられます古写真のひとつ幕末の遣欧使節一行その他写真の中に、塩田三郎さんの写真があります。塩田三郎さんという方は、幕末に開港した横浜を幕府がもう一度鎖港したいということで、鎖港談判使節としてヨーロッパへ派遣された一団の中の通辞、通訳官として同行された方です。後に明治政府においては高位高官を経験され亡くなっている方です。写真のとおり、この方の顔全体にあばたがあり天然痘罹患者です。歴博第3展示室の最後の方のコーナーで、医学のコーナーがございます。そこを担当された方から、できれば天然痘のあばたが残っている写真を使えないかというお話が事務局にありました。まずは、インターネットであばたと入れてみましたら、筆頭に塩田三郎さんの写真が出てきました。それで、所蔵者を調べましたら東京大学史料編纂所とわかりました。歴博の場合展示プロジェクトにはいろいろな大学の方が入っています、ちょうど東京大学史料編纂所の先生がいらっしゃいましたので、使用できないかお話をしました。どのように使うのかと聞かれましたので、あばたの典型的な事例として使いたいと申しましたら、先生は、「確かに著作権・肖像権・個人情報の保護の対象外ですのでお貸しすることに問題は無いのですが、問題は使い方です」といわれました。要するに使い方がネガティブなわけです。塩田三郎さんの明治時代の功績を紹介するとか、鎖港談判使節の一員だったことを紹介するとか、そういう使い方でしたら何ら問題ないのですけれども、多分ご本人も生きている間は、あばたについて悩んでいたものと思います。そうしますと、塩田さんのように高位高官にまでなった方ならご遺族には行き当たるでしょうからご遺族のご了承をいただけたら、史料編纂所としてはお貸しすることはできますという回答でした。これを聞いて私は、博物館は何をやっているいいわけではなく、良識の府、知性の府であることを私たちは忘れてはいけないとつくづく感じました。それで、この話は展示を作り上げるギリギリのところでありましたので、塩田三郎さんのご遺族に了承を得るような時間はございませんでしたので、他の資料を入れることで展示を仕上げました。

次は、個人情報とは離れますが、肖像権の話になります。こちらは歴博の現代展示の方の問題です。

2010年3月に歴博は現代という展示室を開設したのですが、そのメインになる部屋とは別に副室展示とし一年間、「アメリカに渡った日本人と戦争の時代」という展示を行いました。日米開戦後の1942年2月19日に大統領施行官行政命令として西海岸及びハワイ在住の日系人の強制立ち退きが実施されます。非常に短い期間で自分の所有するすべての財産を処分した上で、それぞれの日系人は仮収容所に移され、その仮収容所から強制収容所へ配されるわけです。その時の写真をパネルに使用しました。皆さんもどこかで見たことがあると思いますが、「家族とともに仮収容所へ向かうバスを待つ少女」というものです。この仮収容所へ移るときは非常に過酷でして、荷物は手に持てるもののみです。大人でしたら両手、子どもが持てるものなどは極めて限られていて、写真のこの子は左手にハンドバック、右手にかじりかけの食べ物をもって、トランクの上で呆然としています。この写真はアメリカの公文書館が持っておりますので、担当の教員やリサーチアシスタントが公文書館に資料調査に行き、正式な手続きを取った上で使わせていただいた資料です。第6展示室開室のときにアメリカのイリノイ大学の日朝外交史の研究者であるロナルド・トビさんがお見えになりました。この方は第3展示室の展示にも関わっていただいた方で、何か事業がある度においでいただいておりますが、このパネルを見た瞬間に、「ここに写っている方は僕の大学の人間です。この方の肖像権に関する承諾は取りましたか」、といわれてしまったのです。これは、私たちは必要な手続きをすべて取ったと思っていたのですが、肖像権に関する私たちの取り残しや認識の甘さがありました。もう一つ、私の中には日米開戦のこの時期は遥かに遠い昔との思いがあります。しかし、よく考えたらこの子はおそらく5歳くらいだと思います。私の父親は昭和7年生まれですので、この人より明らかに年上なのです。うちの父は存命ですから、この女性も当然生きていて不思議は無いわけですが、私はそこまで頭が行き着かなかったということです。

このように個人情報から余分なお話までしてしまいましたが、皆さんは日常的に博物館の運営・展示等に関わっていらっしゃると思いますけれども、個人情報の保護等については、出来るだけ配慮していただければと思います。配慮するというのは、後ろ向きだと思われるかもしれませんが、やはり組織

を保護する上でも重要なことだと思います。このくらいならいいかな、と無茶なことをやった結果、お叱りを受けたり、お叱りどころでは済まないような批判を受けて、最終的には組織全体がガタガタになってしまった例もあるわけです。さらに私たち公務員は、一度受けたクレームに対する私たちの対応が悪いと途中から他の内容のクレームに転換されやすい対象なわけです。そういったことも考えると念には念を入れての作業が必要になるということです。以上です。

## 講演2 「博物館活動と著作権・肖像権・個人情報・プライバシー」

骨董通り法律事務所 弁護士 小林 利明



ご紹介いただきました小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日はお時間をいただきまして、「博物館活動と著作権・肖像権・個人情報・プライバシー」ということでお話しさせていただきます。個人情報については萩原先生から詳しいお話があったかと思えますので、それには少しだけ触れることとし、著作権・肖像権を中心にお話しできればと考えております。

早速ですけれども、今日お話しさせていただきたいことは大きく二つです。一つは著作権法等の基礎知識。肖像権の話も含まれます。もう一つは最近話題に上っているデジタルアーカイブに関する基礎知識です。これは著作権の基礎知識の応用というところですので、主に一つ目のトピックについてお話させていただきます。

### 1. 著作権の基礎知識

最初に、著作権法が知的財産法の体系の中でどこに位置付けられるのかについてご説明します。知的財産権というと、特許権とか商標権などという名前を聞くことも多いかと思いますが、それぞれに目的が違っております。著作権は、特許権と並び知的創造物についての権利の一種で、創作意欲を促進する、つまり物を作る活動を保護しようというものです。これに対して商標権は、営業上の標識についての権利の一種で、信用、ブランドというのを保護し

ようというものです。このように知的財産権といってもその目的は異なります。今日はこの中で著作権のお話をさせていただきます。

では著作権法はいったいどういうことを定めているのかということで、著作権法の章立てを見てみましょう。第1章から第8章までありますが、第2章の「著作者の権利」が著作権法の肝になる部分、よく登場する部分です。業界によっては出版権や著作隣接権が最頻出となりますが、博物館の方々にとっては第2章がポイントになってくるだろうと思います。

では著作権法はそもそも何のためにあるのか、その目的は何でしょうか。著作権法第1条は、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」と定めています。

第1条は、著作物と、実演、レコード、放送、有線放送を保護対象と定めています。放送というのはテレビ、有線放送というのはケーブルテレビなどとお考え下さい。実演というのは英語にすると performance ですが、歌唱や演劇などです。著作者に認められる権利が著作権です。隣接権というのは実演家やレコード製作者、テレビ放送局などに認められる権利です。大まかなイメージで言いますと、何かを作った人の権利を保護するのが著作権、作品を皆さんに届ける人の権利を保護するのが隣接権です。これらの権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが著作権法の目標です。一生懸命作った人の権利をあまり保護しないで、皆さん自由に使って良いですよとなると、クリエイターの方々はお金目当てで創作しているのではないにしても、創作意欲が湧かなくなってしまいます。しかし権利だからといって作品を皆さんに利用させないとすると、それはそれで文化の発展にはならない。そこで、それらをどう調整するかが著作権法の肝であり難しいところなのです。

さて、著作権法上守られる著作物にはどのような種類があるでしょうか。図1をご覧ください。

言語の著作権	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽の著作権	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作権	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術の著作権	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など(美術工芸品を含む)
建築の著作権	芸術的な建築物
地図、図形の著作権	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作権	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く影像」
写真の著作権	写真、グラフィックなど
プログラムの著作権	コンピュータ・プログラム

【図1:著作物の種類】

表を見ていただくと分かる通り、いろいろな物があります。博物館にもいろいろな収蔵物があると思いますが、表のうちの何かしらに該当すると思います。そこで実務的には、何が著作物に「当たるか」ということより、何が「当たらないのか」という観点から考えていくのがよいでしょう。大体の物は保護される著作物に当たる反面、当たらないものであれば著作権法上は自由に利用できることとなります。

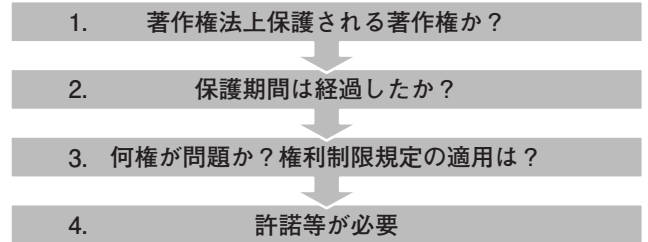
多くのものが著作権法上守られるとなった場合、では具体的にどういう風に守られるのか、ということが次に気になるところです。著作権と一言言っても、権利の束と言われます。複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権、展示権、譲渡権、翻訳・翻案権といった権利が著作権の具体的内容として含まれ、各権利が定める態様で他人の著作物を使う場合には、すべて著作権が及ぶわけです。

たとえば今朝の朝刊をコピーして他の職員の方と共有したいといった場合、複製権が及びます。それから、市販のCDをかける場合には演奏権が及びます。昔の貴重なフィルムを上映したいという場合には、上映権が関係します。資料をインターネットで公開したいとなれば公衆送信権の問題です。他人の著作物を読み上げたいというなら口述権が関係してきますし、美術の著作物の原作品を公に展示する場合には展示権が関係するなど、いろいろあるわけです。

これだけでは少し抽象的で、実際の場面でどう考えていいか分かりにくいかもしれません。そこで、事前にいただいたご質問を拝見させていただきまして、いくつか代表的と思われるものを例に挙げて、これに即して具体的な考え方をお伝えできればと思います。具体例を通して、どういう順番でモノを考えていけばいいのか、どういう態様であれば権利者の許諾が要するのか、要らないのか、また、どういう行為だったら許諾なく使用できるかを考えて

いただきます。そういう思考プロセスというのが今日一番私がお伝えできればなと思っているところです。実は後程お伝えするとおり、許諾が不要な場合を定める例外規定は非常に複雑で細かい規定となっています。それを一つ一つご説明していくと、1時間や2時間では終わりません。そこで、頻出の例外規定と、著作権法の大きな考え方をご理解いただきたいと思います。

## 2. 著作権法の考え方



【図2:著作権法の思考プロセス】

さて、こちらの四つボックスのあるフローチャートは今日何度も出て来る大事な図です。今後もこれをベースにお考えいただきたいと思います。1番目は著作権法上保護される著作物か。2番目は、保護されるとした場合、保護期間が経過したかどうか。まだ著作権が切れていないならば3番目、著作権のうち具体的に何権が問題になるかを考え、例外的に許諾なく利用できる場合を定める規定があるかを確認します。残念ながら例外には当たらないならば、原則に戻って著作権者の許諾を得て使う必要があります。

### (1)著作物性について

早速ですが、1番目の著作権法上保護される著作物かどうかという点。著作権法は、「著作物」とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定めており、これは(a)「思想又は感情」、(b)「創作的」、(c)「表現したもの」、(d)「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」という四つの要素に分けることができるでしょう。(a)「思想又は感情」ですので、事実とか、単なるデータというのは著作権法上保護されるものではありません。たとえば新聞に載っている株価データは著作権法保護される思想や感情ではないので、データの内容自体を転載しても問題ないわけです。次に、著作物として保護されるためには(b)「創作的」なものでなければならず、誰が作ってもこうなってしまうというものですとか、他人の物をそのまま真似た



物には新たな創作性は加わっていませんから、これらは著作権法で保護されません。芸術性が高いかどうかということは、著作権法上保護されるかということには基本的には関係ありません。幼稚園児や小学生が作った物であろうと、高名な画家が作った物であろうと、著作権法上は等しく扱われます。

次の(c)「表現したもの」は、抽象的なアイデアでは駄目だということです。いかに素晴らしいアイデアを持っていたとしても、それが誰かに盗用されてしまったとしても著作権法の話ではありません。それについては、一定の条件を満たせば不正競争防止法や特許法なり、別の保護の手立てがあるわけですが、著作権法の問題ではないということです。(d)「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」となると大体のものが含まれるわけですが、工業製品というのはデザインが素晴らしくても著作権法上保護されないという考えが一般的です。

ところで著作権発生のためにマルCマーク(©)や登録が必要なのかとご相談を受けますが、不要です。マルCマークがあろうとなかろうと、作った時から著作権が発生します。このマルCマークの発祥は、アメリカの制度ではマークを付けなければ著作権法で保護しないとされていたことだそうです。現在はあまり意味はありません。ただ、著作権者であることを示すという観点からは意味はあるかと思えます。

本日のために皆さまから事前にお伺いしていた質問の一つに、昔の新聞記事を書籍としてまとめ直して出版したいのだけれども大丈夫かというものがありました。これを例にとって考えると、まず何を書籍に収載するのが問題になります。たとえば気象情報ならば先ほどの(a)からして、そもそも保護されるものに当たらないので、別に問題ははありません。それでは新聞記事本文はどうか。これは著作権の対象になる場合が多いでしょう。ですので、記事本文を転載しようとする場合、著作権が存続しているならば問題があるかと思えます。記事と並んで掲載されている写真はどうか。写真にも基本的には著作権が発生します。「見出し」はどうかというと結構微妙な線です。実際に裁判も起きています。これはケースバイケース、すごく短いものは著作物として認められないけれども、リードのようなある程度の長さの部分になってくると認められる場合もあります。以上で「著作権法上保護される著作物か」という一つ目の話をひとまず終えます。

## (2) 保護期間

二つ目は保護期間の問題です。保護期間については複雑な話がございます。特に博物館関係の方だと昔の資料を扱うことも多いと思います。1971年1月以前に作られたものに適用されるルールは現在のルールとは一部違うのですが、まずは原則をご理解いただきたいということで現在のルールを見てみます。

創作の時から作者の死後50年、これが原則です。例外1は映画です。映画は公表後70年(ただし旧法下では50年)です。作ってからではなくて、公表後です。例外2は無名・変名・団体名義の著作物です。新聞記事は多くの場合団体名義の著作物として公表後50年となります。例外2の例外として、たとえば夏目漱石というのは本名ではなく変名に当たるわけですが、本名のような市民権を得ている場合は実名と同じように考え、原則に戻ります。「吾輩は猫である」のテキスト原文をウェブ公開したいという場合(これは「青空文庫」さんがすでにされていることですが)、どうでしょうか。原則ルールでは死後50年で、夏目漱石は1916年に亡くなっています。50年後というのは1966年ですから、著作権は切れているということになります。対して江戸川乱歩の「怪人二十面相」はどうか。江戸川乱歩という名前は明らかに実名ではありませんが、夏目漱石と同様、亡くなってから50年です。1965年に亡くなっているんで50年後は2015年の末になります。ですから2016年1月1日には著作権が切れていることになります。谷崎潤一郎も1965年に亡くなっていますので同じです。

完全に余談になりますけれど、出版社からすれば、著作権が切れたものを出版する場合は使用料を支払う必要が無くなるわけです。けれども、中にはもう少しで著作権が切れるのにそれを待たずにあえて出版する事例もあるようです。いろいろな事情があつてのことでしょうが、法律上はこうだということをご理解いただいて、後はビジネス上のご判断をしていただくということかと思えます。

話を元に戻しまして、「ローマの休日」(1953年公開)を上映したいという場合、旧法下の保護期間は50年なので、1953年公開の50年後となると2003年末ですね。しかし法改正により2004年1月1日からは保護期間が70年に延びました。そうすると、2003年12月31日が終わるまでは著作権があるわけですが、2004年1月1日の開始時点におい

ても著作権が残っていれば、新法によって保護期間が70年となり、20年延びるわけです。そこで、12月31日が終わった時点と、1月1日が始まる時点というのは同じなのかどうかというのをめぐって実は東京地裁で裁判が起きました。文化庁著作権課は立法当時、それはイコールだと考えていたそうです。ですからこの映画は70年の著作権があったかもしれないのですが、裁判所はそうではないと結論づけて、結局2003年末で著作権は切れたと判断しました。最近では、100円、500円で廉価版DVDがありますが、その値段は、著作権が切れた作品については、権利者にロイヤルティーを払う必要がないというのも一つの理由です。

最後の戦時加算は細かいので割愛しますが、第二次世界大戦中の連合国民の著作物については条約上の義務で保護期間が最大10年5ヶ月程度伸びることになっています。ですから著者の死後50年が経ってもさらに10年間程延びていることがあるので扱いには要注意です。

### (3) 支分権

さて、著作権法上保護される著作物で、保護期間内だとすると、次は3番の、何権が問題になるかと言うことです。何権が問題になるかに続いて、その例外規定はないかというのが二つセットで出て来ます。

何権が問題になるかというのは先ほども掲げた図2のとおりです。たとえば、所有者から寄託された古文書を展示したいのだけれども、著作権法上何が問題となるのでしょうか。

展示という行為には展示権が関わってきますが、古文書にはそもそも著作物性がない内容のものもあるかもしれませんし、著作権が切れていることも多いかもしれません。だとすると、その権利は消滅しているだろうということになります。ちなみに、所有者は所有物を自由に使用収益できますから、所有者から寄託されたものは自由に展示ができます。

では、あるポスターのコピーを展示することは、展示権侵害でしょうか。

オリジナルのポスターの絵についてはまだ著作権が存続しているかもしれません。たとえば30年前に作られたポスターの著作権は消滅していませんから、それを展示するのはどうか。これは展示するのがコピーであるというのがポイントでして、展示権は原作品によって公に展示する場合に及んできます。コピーを展示する場合は展示権が及んでこないのです。気にせずやって大丈夫だということになります。

### (4) 例外規定

次に例外規定の話に進みましょう。「私的複製」がよく問題となりますので、具体例を挙げながらお話しします。たとえば次の三つの質問についてはどうでしょうか。

Q1個人的用途のための資料ファイルにストックするために新聞記事をコピーしたい

Q2同じ部署の他の職員に回覧するために、業務に関連する新聞記事をコピーしたい

Q3数か月前に個人的用途のために作成した新聞記事のコピーを他の職員に配布したい

これらはいずれも著作物性のある物をコピーする、すなわち複製するということですので、例外規定がなければ複製権を侵害する行為です。複製権を侵害しそうであるが、例外的に許される規定はないかというのがここでの問題意識です。

著作権法30条は、私的使用のための複製を認める、著作権法の例外規定の中でももっとも有名なものの一つです。「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する」場合には原則として許される、すなわち著作権者の複製権が及ばないと定めています。ですから、Q1は、できるということになります。他方Q2は個人的、または家庭内に準ずるかということ、職場で業務上使用する物に当たらないと一般的に考えられていますので、駄目だということになります。ただ、新聞そのものを切り抜いて回覧する分には著作権法上は問題がありません。

Q3ですが、自分のためにコピーしたのだけれど、後でそのコピーした物を職場でシェアしたい場合はどうか。Q1からすればできそうですが、著作権法には、当初適法に複製されたものを後日目的外で使用するのは駄目だという定めがありますので、これも駄目ということになります。

次に、同じくよく問題になる「引用」という例外です。他人の著作物を引っぱってくるということですが、次の二つについてはどうでしょうか。

Q1企画展の展示パネル作成のため、市販されている書籍から図、絵、記事を利用したい

Q2展示会を開催するに当たり、展示される作品を掲載した解説書や紹介することを目的とする小冊子を作成したい

これらの場合、引用に当たり他人の著作物を必然的に複製することになるので複製権が及びそうですが、著作権法32条は、公表された著作物について

は、「公正な慣行に合致するものであり、かつ報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内」であれば引用できるとします。言い換えると、引用する部分とされる部分が明瞭に区別できること、あくまで自分の本来の記事がメインであって、引用される物はサブという関係であるということ、なおかつ出典を明示すること、この三つが満たされる場合には通常引用として適法だと考えられています。他人の著作物の出典は明示したけれども、自分の著作物がどれで、他人のがどれか範囲がはっきり分からないとこの条件を満たしませんので、そこは気を付けないといけません。

なお引用については、国や地方公共団体などが作った資料などは、転載禁止の表示がない限りは、大幅に転載が認められています。広報資料、調査統計資料、報告書などです。

Q2の小冊子については、また別の例外規定(著作権法47条)があります。美術の著作物等の原作品の展示に伴い、それらを解説・紹介するために小冊子、カタログ、パンフレットに作品を掲載する場合は例外的に認められています。この場合、先ほどの引用の条件を満たす必要はありません。しかし観賞用の図録やポスターを作ることはこの例外規定では認められません。その差は何なのかというと、要は引用して作られたカタログ自体を見て画集のように楽しめるような物というのは、著作権者の権利を侵害するといえる一方で、それ自体に観賞性は到底ないというのなら大丈夫だろう、というのが基本的な価値判断になります。実際に何が小冊子に当たるかというのは個別の物を見なければ分かりません。サイズがどのくらいだとか、デジタルであれば画素数はいくら以上だと駄目だという法律上の明確な基準はありません。やや脱線しますが、オークションのカタログについては一定の要件を満たせば適法という例外規定が導入され、図画の大きさが50平方センチメートル以下、画素数は32,400画素以下であることなどが条件とされています。以上が美術の著作物の展示に伴う複製です。

次がいくつかある例外規定のうち本日取り上げるものの最後です。

博物館主催のイベントの一環として、Q1自館が所有する昔のレコードをかけたい、Q2映像資料の上映を行いたい。

こういった時に問題になるのは、非営利目的の演奏・上映です。著作権法38条は、「公表された著作物

は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合」には著作権者から許可を得なくても大丈夫ですよということが定められています。ここでいう料金は、名目を問いません。著作物の提供・提示について受ける対価としての性格を持つものすべてです。入館料を徴収している施設の場合、それが著作物の提供・提示の対価として徴収されているのでなければ「料金」には当たらないと考えられています。特別展だということでもいつもより入館料が上がるとなると難しいかもしれませんが、いつもと同様の入館料を徴収しているということであれば、この例外規定に当たるといえるのではないのでしょうか。本条が適用されるためにはさらに条件があります。館内でライブ演奏を行うということはあまりないと思いますけれど、演奏者にお金を払っているとこの例外規定が適用されないのそこは要注意です。

#### (5)許諾の取得と裁定

さて、以上はよく問題になりそうなもの、あるいは事前にいただいた質問にも関係する例外規定を若干挙げました。例外規定は他にもたくさんあって、一つ一つ挙げていくと切りがありませんが、そういった例外規定には当たらないということを前提とすると、この後どのように考えていくべきでしょうか。先ほどのフローチャートに戻ります。四つ目のブロックです。例外規定に当たらないならば、原則に戻って許諾を取らなければいけません。「CC(クリエイティブコモンズ)ライセンス」といって、このマークが付されているものは一定の条件下で自由利用が認められているものもあるので、その場合には改めて許諾を得る必要はありません。しかしそうでないものは許諾を取る必要があります。では許諾はどうやって取るかということが現場では問題になると思います。著作権者が誰か分かる場合は著作権者から許可を取りましょう。ポイントは、著作権者と著作権者というのは必ずしもイコールではない場合があることです。相続をしていたり、権利を譲渡していたり、ということがあり得ます。幸いにも著作権等管理事業者に管理が委ねられている場合はそこから許諾を取ることができます。また、連絡先や今の相続人が誰かは分からないけれども、管理事業者なら知っているかもしれないということで彼らにコンタクトすることも有益です。ただ、古い著作物についてはそれでも著作権者が不明な場合が圧倒的に多いのではないかと

思います。個人的にも、いろいろなアーカイブ関係事業の方からご相談をお受けすることが特に多い点です。そういった場合のために、裁定制度というのが用意されています。権利者、相続人が誰だか分からない、いるらしいけれどもどこにいるか分からない、そういった場合に一定の条件の下で権利者の許諾なくとも使えるようにしましょうというのが裁定制度(著作権法67条)です。

具体的には、「公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物」は、「相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合」には、文化庁の裁定を受けて使用料相当額の補償金を払うと利用できるようになります。「相当な努力」として何をやらなければならないかという、文化庁が公表している「裁定の手引き」記載のとおり、文化庁が定める刊行物その他の資料の確認、ウェブサイト検索、関連団体への照会、ウェブ上で情報提供を求める広告等を行った上で、文化庁に裁定の申請書を作成・提出し、供託金を支払う必要などがあります。なかなか現場の方には骨の折れる作業だと思います。同種作品が複数あるなどスケールメリットがあれば現実的になってきますが、一つ一つ異なるタイプの作品について全部それらのことをやるとなると、心が折れてしまうかもしれません。ただ、どうしても著作権者にコンタクトが取れないということになると、この裁定手続を取るしかないのが現状です。ですので、四つのブロックのフロー(図2)の順に検討していった裁定を取るしかないとなったら、その段階で腹を据えてやるかをご決断いただく必要があります。「裁定の手引き」はオンラインで見ることができますので、裁定について詳しくお知りになりたい場合はそちらをご覧ください。

### 3. 著作者人格権

大変だったけれども以上をクリアした、これで晴れて公開できるかという、著作者人格権の検討がまだ残っています。著作者人格権は、公表権、氏名表示権、同一性保持権の三つの総称ですが、博物館での利用に当たっては公表権が問題になる場合が多いかと思います。裁定制度を利用する場合は公表された著作物であることがその前提となっていますが、著作者の死後50年が経過しているので著作権については誰からの許諾も取る必要がないというような場合については、公表権が問題となり

得ます。たとえば誰かが書いた手紙で、送るつもりだったけれども、結局送らず今まで未公開だったというものは、公表されたものではありません。公表権とは、自分の未公表の著作物について、公表するかどうかを決定できる権利ですので、第三者が勝手に公表してしまうと公表権侵害になります。書いた方がもう亡くなっていけば問題ないのではと思うかもしれませんが。確かに一理あるでしょう。人格権というのは基本的には生きている方にしか認められず、亡くなったら消える権利だからです。しかし、著作権法は例外を定め、お孫さんの代までは、著者が生存していれば行使できたであろう権利を遺族に行使させることを認めていますので、お孫さんがいるとなったら注意しなければいけません。著作者人格権の問題もクリアすれば、大分長い道のりでしたけれども、いわゆる著作権の問題はクリアできたということになります。

### 4. 肖像権

さて、著作権と著作者人格権だけを気にすればよいのであれば、ここで私もお話を終えることができ、後は余談でもできたのですが、残念ながらそうはいきません。博物館の皆さんは昔の写真の寄贈を受けることも多いかと思います。そうなるこのお話をしないわけにはいかないということで、次は肖像権の話に移らせていただきます。

肖像権とは何か。最高裁は、肖像権とは、みだりに自分の容貌を撮影され、公表されない人格的利益だと示しました(最高裁平成17年11月10日判決)。これは「和歌山カレー事件」に関する裁判です。被告人が護送車で移動する時の一瞬の隙を捉えてメディアが写真を撮るとか、法廷で尋問手続が行われる際に法廷画家が絵を描いてそれが新聞に載るとか、そういった行為は肖像権侵害ではないかと争った結果、いくつか判決が出まして、肖像権に関する現在の実務の事実上のスタンダードになっています。この最高裁判決は、写真撮影について「被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超える」場合には違法だと判断しました。関連するいろいろな事情を考慮した上で受忍限度を超えるものは肖像権侵害となるわけです。公の場で撮られた写真をそのまま公開、展示するということは基本的には肖像権侵害

には当たらないといえるでしょう。これに対して、家庭内でお子さんと一緒にお風呂に入る裸の写真を撮ったというような場合は、撮影の場所なり、態様なり、目的からして、公開されるとは普通は思っていないことが多いでしょうから、公開すると肖像権侵害とされる可能性があるかもしれません。内容によっても注意すべきということです。また、公人であれば受忍限度は普通の私人よりは高いといえるでしょうが、ケースバイケースで考えていく必要があります。

肖像権の限界はどこかを考えてみようということで、実際に裁判になった最近の事例の一つを持ってきました(東京地裁平成17年9月27日判決)。銀座界隈を歩いていたある人の姿を、あるファッション雑誌が撮影し、町中でこんな服を着て歩いている人がいたとその写真を自社のウェブサイトに掲載したという事案です。掲載された写真はその全身像に焦点を絞り込み、容貌も含めて大写しに撮影したもので、つまり人通りの多い町中を歩いていたけれども、特にその人にフォーカスして撮影されたものです。撮影された人は自分が撮影されたことは知らなかった。当然ながらそれがウェブサイトにかかるということは知りもしないし承諾もしていない。そういう事案について、裁判所は肖像権を侵害すると判断しました。このような写真の撮影方法は、撮影した写真の一部にたまたま特定の個人が写り込んだ場合や不特定多数の者の姿を全体的に撮影した場合は異なっていて、被写体となった人に強い心理的負担を覚えさせるものというべきであろうといっています。

他方で、この裁判例は、次の3点が満たされる場合は、肖像権侵害は成立しないとしました。三つとは、①公共の利害に関する事、②専ら公益を図る目的がある事、③方法がその目的に照らし相当である事です。普通の街ゆく私人をアップで撮影したものは、この条件を満たさないことが多いかもしれません。

この裁判例の判示について普段博物館で写真を扱っている皆さまに参考になる点があるとすれば、たくさんの人が写った集合写真の中で、ある一人が写り込んでいるにすぎないという場合は、それほど強い心理的負担はないと裁判所は考えるかもしれません。他方で、個々人がアップで写されている場合は、シチュエーションなり、撮影の目的なりによっては強い心理的負担が及ぶと判断されるのでしょう。

この東京地裁判決の考え方が先ほどの最高裁判決でも採用されるものかは明らかではありません。ただ、一つの考え方としてはあるだろうと思います。ぎりぎりまで迷った場合、法律上必ずしも明らかではないけれども、文化的には価値があるし、公開して良いのではないかと、個々の被写体も小さく写っているけれども、それが誰か一人一人特定しにくいという場合は、肖像権侵害ではないと判断することもあり得ようと思います。ここは個別の事例ごとの判断になりますので、一律に言い切ることが難しいのが難点です。

肖像権についても一つ補足しておきます。死者に肖像権が認められるのかという点について、一般的には、亡くなった方には肖像権はないとされています。ただ、遺族固有の権利侵害として肖像権侵害を認められる場合が例外的にあります。故人に対する遺族の敬愛追慕の情というものを侵害するような場合は肖像権が害される。それがどういう場合かは必ずしもはっきりしませんが、たとえば、あるシチュエーションにおいて撮影された故人の写真が、全然違う文脈で使われた結果、被写体の名誉が非常に下がってしまうような場合には、それに当たるかもしれません。

## 5. プライバシー

肖像権とちょっと近いけれども、別のものとして考えられるのがプライバシー権です。プライバシーについては、次の四つを考慮しただけで大丈夫です(東京地裁昭和39年9月28日判決)。①私生活上の事実、またはそれらしく受け取られるおそれがあること、②一般人の感受性を基準として当事者の立場に立った場合、公開を欲しないであろうこと、③一般人にまだ知られていないこと、④公開によって当該私人が現実に不快や不安の念を覚えたこと、この四つを満たす場合にはプライバシー侵害が認められることになります。非公開情報、皆さんに知られていない情報というのは通常③に当たるでしょう。

プライバシーに関連していわゆるセンシティブ情報というものがあります。古地図などを例に挙げますと、ある村のどの部分に誰が住んでいたということがあります。たとえば関東のある地域の地図を沖縄の人が見れば特に何の印象もなく終わるところ、地元の方が見たらこの家は昔からこの地域に住んでいたのか、と判明するということがあるでしょう。こういったものは戸籍情報も含めてセン

シティブ情報といわれますが、仮に調べようと思えば公開情報から知ることができる内容であっても別な考慮が必要です。

## 6. 個人情報

この話は個人情報とも関係します。個人情報保護法上の個人情報は生存者の情報だけですが、他の情報とあわせることで特定の個人を識別できてしまうとそれも個人情報になります。単体では分からなくても二つ以上の情報をあわせると分かってしまうというのは駄目ということです。亡くなった方の情報でも、相続財産関係とか、現存する個人に関係するような情報になってくると個人情報に当たることがありますので注意が必要です。

行政機関が保有する「保有個人情報」というのは、歴史的・文化的資料に記録されている情報というのは、被る部分もあり被らない部分もあります。公文書管理法では歴史的・文化的資料について複製を認められています。著作権法にも例外規定がありますが、歴史的・文化的資料だからといって、個人情報に当たらないということではありません。そこは民間であろうと行政機関であろうと気を付けないといけません。

## 7. デジタルアーカイブに関する基礎知識

ここで、近時話題になってきているアーカイブ資料のインターネット公開について、少しだけお話します。

インターネットを通じたデジタル公開については、より一層肖像権やプライバシーの問題への配慮が必要かもしれません。

デジタルアーカイブについても、基本的には先ほどのフローチャート(図2)と同じように考えていただければ大丈夫です。公立の図書館・博物館において、自館で所蔵する絶版資料の破損ページを補修するため電子化したい、あるいは自館のウェブサイトで公開したいが問題ないかという質問がありましたが、著作物性があり、保護期間内であることを前提にしますと、著作権のうち具体的に何権の問題かを検討する必要があります。デジタルスキャンというのは複製権侵害に当たる行為です。インターネット公開は、公衆送信権が問題となります。そこで、その例外規定はあるかなということを考えます。

順番は前後しますが、例外的にインターネット公開が可能とされる場合があります。国立国会図書

館には様々な例外が認められており、「絶版等資料」のデジタル化を含む複製や、原本に代えてデジタル化した本を全国の国公立図書館や博物館等にインターネット送信することが、著作権法上認められています。個々の利用者は地元の図書館で貴重な資料をデジタルで見ることができます。ただし絶版等資料というのは、一般に入手困難な物でなければいけません。一般に入手可能な物は買って下さいということです。

皆さまに特に関係のありそうなのは、通常の公立の図書館、博物館等の場合だと思えます。残念ながら、自館の資料をデジタル化する設備が整っていても、他人の著作物を無許諾で自館のサイトでインターネット公開することは現時点では法律上できません。応用編として、各地の公立博物館から国会図書館に一度データを送信し、それをさらに別の地域の博物館に送ることは可能と考えられており、今後は国会図書館経由で全国的に展開するという道もあるのかもしれません。

さて、公開の前段階としてデジタル複製することが必要ですが、著作権法は例外的に一定の条件下で認めています。公立の博物館の場合、非営利目的事業として、保存のための必要がある場合には資料を複製することができます。いわゆる登録博物館、博物館相当施設はここに含まれますが、司書ないしそれに相当する人がいないといけませんので、博物館でも司書等がいなくてこの例外は当たりません。また、世の中にはいわゆる博物館類似施設が登録博物館・博物館相当施設の10倍近くあると言われますが、類似施設にはこの例外規定は適用されません。

複製が可能なのは、「保存の必要がある場合」などです。すでに欠損が生じている場合、それから今にも壊れそうな図書、稀覯本などの保存目的というのは大丈夫です。ただ、壊れる前に何とかしよう、綺麗な状態のまま保存できた方が良いのではないかという声が今までずっとありながら、法律上認められるかは必ずしもはっきりしていませんでした。そこで、2015年3月公表の文化審議会資料では、代替性のない貴重な所蔵資料、絶版等の理由によって一般に入手することが困難な貴重な所蔵資料については、損傷が始まる前に良好な状態で後世に当該資料の記録を継承するために複製することも著作権法は認めていると考えて良い、ということが確認されました。これにより、博物館が持っているコンディションが悪くなってきた資料をこれ以上悪く

なる前にコピーすることが安心して可能となりました。新しい媒体への移し替え、VHSやフロッピーにあったものをDVDに変換するというのも大丈夫だと確認されています。

少し脱線するかもしれませんが、一般財団法人や社団法人が設置する博物館というのも世にあります。そういったものについてもこういった例外規定を適用するということが2015年7月の告示により定められています。博物館や図書館でのアーカイブ関係事業を行いやすくするための改正がここ数年行われている、というのが最新の法改正の状況です。

## 8. TPPと著作権

以上で私からお話ししようと思っていた点は終わりですが、最後に数分だけお時間をいただいて、必ずしも博物館とは関係しませんが、最近の著作権法上のホットイシューということで2点お話しします。

TPP（環太平洋パートナーシップ）が2015年の夏から秋にかけてメディアを賑わせたかと思えます。条約レベルでは成立しましたが、次のステップとして、国内法つまり著作権法を改正して条約上の義務を守るための法改正をする必要があるわけです。具体的にいつの改正でというのはまだ決まっていますが、内容としては、著作権法の保護期間が50年から70年に延ばされることになりそうです。これは、権利処理をしなければならない著作物が今までよりも20年分延びてしまうということを意味します。ちなみに、70年間に改正される前に著作権が切れたものについては、その後法改正で70年になっても遡って延びることにはならないといわれていますので、その点は安心材料かもしれません。

法廷損害賠償制度というのも導入が議論されています。通常、著作権侵害があった場合、実際いくらかの損害が生じたかを算出します。たとえば、ある美術の著作権管理団体があるとして、その団体がある使用態様について使用料を2万円としていた場合、無許諾で利用されたら2万円が損害だという考え方があります。しかし、自分の書いた記事が誰かの論文に盗用されたという場合、いくらというのは立証が簡単ではありません。

法定損害賠償制度というのは、そのような時には一侵害あたりいくらと法律で決めてしまおうという制度です。そうなると、非営利の博物館活動であって、文化的な遺産を皆さんで共有しようと

いう目的であっても、そういう定めがあるのだから法定額を賠償しなさいという方がいないとは限らないでしょう。利用する側にとっては気になる改正です。

最後にGoogleです。Googleのブックスキャンというのが一寸前に話題になっていました。Googleは、出版された本を全部スキャンして、検索するとその一部分のみを表示するシステムを作りました。これをめぐってアメリカで大裁判が起き、日本でも反対運動がありましたけれども、結果的にニューヨークの連邦高裁は2015年10月の判決で、それはフェアユースであって著作権法には違反しないとお墨付きを与えました。

ご存じかもしれませんが、アメリカではフェアユースという規定があり、非営利目的であったり、権利侵害の程度が低かったりという一定の条件を満たすと、公正な利用だということで、著作権侵害ではないとされます。日本国内でアメリカのものを使う時に、アメリカで利用したならフェアユースなのだから、日本で使っても違法ではないと仰る方がいますが、日本では日本の法律で判断します。アメリカでは大丈夫でも日本では駄目ということです。フェアユースという規定は、日本にはありません。TPPにあわせて日本にもフェアユース規定を入れた方がよいのではないかという議論は一部ではありますし、実際数年前に政府レベルで導入が議論されましたが、結局採用されていません。アメリカと日本の文化的価値観の差を知る一つのエピソードと言えるかもしれません。

最後、少し雑談となりましたが、私のお話しさせていただきたいことは以上です。ご清聴ありがとうございました。

【本講演録は、2015年12月11日に行われたものに、加筆修正を行ったものです。】

## 質疑・討議

パネラー 小林 利明・萩原 恭一  
司 会 手塚 雄太・尾崎 晃



**司会:** それでは質疑応答に移りたいと思います。

**中村:** 千葉市から来た中村と申します。小林先生に特にお尋ねしたいのですが、著作権のことでお尋ねしたいことがございます。当館はイベントの際に様々な方からブースを出店して頂いて、ワークショップをして頂くイベントを行うことがありまして、その時に各ブースの出店者の方に記事を書いて頂いて、それを冊子の状態にしてガイドブックという形でお渡しをしています。そのガイドブックを作る時に、必ず出典を載せるというのと、できる範囲で誰かの顔が写っている写真は使用許可をとったものにするということをお願いしています。この冊子を、今後館のウェブで検索して見られる状態にしたいと考えております。その際冊子の状態をそのままウェブに載せることは可能なのかという点と、冊子と自由にだれでも見ることができるウェブの違い、何かウェブの場合はこういう所に気を付けないといけないという点がありましたらお教え頂ければと思います。

**小林:** ご質問ありがとうございます。一つ目の、冊子をそのままウェブ上に載せていいかどうかという点ですが、気をつけなければいけない所は二点だと思います。

一つは著作権の問題で、紙にすることは著作権法上認められていても、ウェブ上で一般的に公開すると権利が違ってきて、先ほど申し上げた公衆送信権が働く可能性がありますので、もし紙で作られたものに寄稿してくださった方が、他人の著作物を処理しないで勝手に載せてしまったという時には、公衆

送信権を侵害するという形になってしまいますので、気をつけなければいけないと思います。

もう一つは、先ほど写真のお話もありましたけれども、肖像権の観点でして、冊子にすることは承諾したけれども、まさかインターネット上で全国に公開されるなんて、それを知っていたら予め伏せておいてくださいと言ったのに、というようなことがありうるわけで、そういう場合は肖像権の侵害ないしプライバシーの侵害にあたりうるのですね。ですから一回承諾をとればいいということではなくて、どの範囲で承諾をとったかということがポイントになってきます。将来的にウェブに載せる場合があるのであれば、最初に冊子にするときに、将来的にこういうことも考えていますがよろしいですか、という前提にすべきなのかな、と思います。

**司会:** 続きまして、ほかの方からご質問あれば挙手頂ければと思います。

**友田:** 千葉県立中央博物館の友田と申します。博物館の中の図書館に所蔵している図書なのですが、地域の研究会誌の昔のものには会員名簿が載っていて切り離せない形で資料として保存されているのですが、来館者等の閲覧にあたって注意すべき点や、このまま公開していいのか、ということと、合わせて全国博物館総覧、職員録というのを有料で購入しているのですが、それも閲覧に供していいのかということをお教え頂きたいと思います。

**小林:** 私が知っている範囲だと、例えば紳士録や名鑑の類いございますよね、最初から販売を目的として、出版している名簿があるわけですが、あれは全然問題なく公開することが可能なんですけれども、今言われたものはたして公開を目的として集めた名簿に相当するのかということが一番の問題ですよ。これは非常に難しいです。例えば有料で購入している名簿というのは、もともと作る時から販売するというのが当人たちにわかっているのですか。

**友田:** 日本博物館協会で作っている館職員の名簿なのですが、ある所では公開せずに控えている、公開の部分には置いていないという場合があります。

**小林:** やはり私が今言ったのと同じ主旨でその判断をされているのだと思います。



**友田:** 来館者に見せてくださいと言われた場合は公開しても問題は無いかどうかお聞きしたいです。

**小林:** 私は問題ないとは思わないです。そこが難しい所ですよね。どういった利用目的といたしますか、理由でご覧になりたいという話がありましたか。

**友田:** 今は具体的な話はないですが、どこの館にどういった職員がいるのかを知りたいという使い方があるかと思えます。

**小林:** 職員録の情報は個人情報保護法上、個人情報にあたるというのが通常だと思いますので、それを第三者に開示するというのは基本的に控えられた方がいいのかなと思います。例外的に一定の目的で開示できる場合というのも法律上ありますので、それにあたるのであれば問題ないでしょうけれども、おそらく来館者が見たいという場合はそういった例外にあたらなないと思います。それはケースバイケースだと思います。

もともと公表を前提として集めて、そして販売するということだと全然問題はないんですけれども、過去の内々の会員誌みたいなものは問題になるし、全国博物館協会の要覧はそういう目的で収集していれば問題はない。

**萩原:** 現物を見ないとわからないですが、博物館要覧に掲載されている個人の方が一般に頒布してもいいという前提であ



れば問題はないでしょうし、その前提によっては大丈夫なこともあると思います。

**小林:** 要するにそれは本を作る側の個人情報に対する認識不足という所が非常に大きいということも事実だと思います。そういうものを載せるなら、それを作る段階で、こういった本に載せ、しかもそれを頒布します、それでよろしいですね、と今の時代なら本来はそこまで許可を得た上でつくるべき本だというふうに私は考えます。

**友田:** ホームページでは、有償頒布のことは、お金で買った会員に案内があり、有償頒布のページが公開されているかと思たらされていなかったのが微妙な線だなと思いました。有償頒布の件が出ていれば、広く見せてもいいと判断できたのですが…。どういう意図で作っているのかはあたってみようと思います。

**司会:** その他ご質問等ございますでしょうか。おあ

りの方は挙手お願いいたします。

**中村:** もう一点、先ほどお話しした冊子についてですが、冊子に他の本のものと思われる事が載せられている場合、出典が書かれていないもので、本からとったと思われることがいくつかあるのですが、その場合は必ず出典を書いてくださいというように強く求めた方がいいのでしょうか、それともある程度目をつぶってしまうということは可能なのでしょうか。

**小林:** 目をつぶりたくなる気持ちは非常によくわかるのですけれども、公には大丈夫ですよと言にくい所がございます。他人の本から引用されているのではないかという時、大丈夫だと言えるのは、先ほど引用というところでお見せしました、主従関係がはっきりしていて、明瞭に引用する側とされる側に分けられている、かつ出典が書いてあるという場合なのですね。ですから出典が書いてあれば良いというわけではないのがまず一つ目です。適法な引用だという場合には自由に利用ができますので、それを冊子に載せたとしても大丈夫ということになります。しかし、それをウェブ公開するとすると、また公衆送信権が働いてくるので問題となります。館としてのリスクマネジメントという大げさですけれども、やはり作って頂く時に個々の方に他人の著作物は基本的に引用しないでくださいということを求めて、出されたものについては、ざっとでもよいので館の方でチェックをされた方がいいだろう、明らかにこれはまずいのではという所は確認したほうがいいだろうと思います。もちろん全ての出版物をチェックするのは不可能ですから、気づかないこともあると思うのですけれど、そこはやむをえないといえますか、建前としては、ちゃんと出稿して下さった方のほうで処理をしてくださいと強く求めていいと思います。

萩原先生にご示唆を頂いて、質問の範囲を超えるのですけれど、TPPの関連で非申告罪化ということが一つ言われています。今までは権利者が告訴、警察に対して取り締まってくださいと言わなければ警察が動くようなことがなかったのですけれど、権利者の希望がなくても捜査機関独自の判断で、侵害行為を摘発できるようになるという改正ができています。今みたいな事例でわざわざ警察が出てくるというのは考えにくいことだったのですが、今までは制度上その心配がなかったのが、理屈上はそういう恐れも出てしまうということで、今まで

以上にリスク感覚というのは持って頂いて、現実的にできる範囲で少しずつ実行していくというのが必要なのかなと思います。

**高橋:** 鴨川市郷土資料館の高橋と申します。以前に配られたアンケートの中にも入っていたので気になっていて、実際困っているのですけれど、当市ではイベントが結構ありまして、芸能人を呼ぶことが数多くあるというところで、広報で撮った写真の写真展、鴨川市が過去数年間で行ったことの写真展をやるのですが、通常の写真であれば広報に載る時に、色々な方に許可を得ているのですけれど、改めて広報に載った写真を二次利用という形で使っているのかという問題がありまして、一般の方なら写っていた方を特定できますが、芸能人は所属事務所の関係でいろいろ問題が出てくると思いますので、一般的な話で構いませんのでその点をご教授頂ければと思います。

**小林:** 事実関係を確認させて頂きたいのですけれど、昔撮った写真を冊子、広報に載せて、その広報をまた展示するというところでよろしいですか。

**高橋:** 広報もしくは広報の写真を展示する、問題があれば広報そのものを展示する、その辺は法律によってやり方が変わると思いますのでお願いします。

**小林:** なかなか微妙な所だと思います。最初にポスターを作る時には芸能人の方や所属事務所に許可を取って作ると思うのですね。それを複製したのものには展示権は及んできませんので、著作権法上は複製物を展示することは問題ないかと思います。

他方で気になるのは俗に言うパブリシティー権というものがございまして、これは肖像権の一種で、肖像を利用することで経済的な価値が生まれるような人についてはパブリシティー権と呼ばれる権利が働きます。それは何かというと、広告・宣伝に利用したり、写真集という形で利用してはいけないという権利です。館内限りの展示、特に営利目的ではないものは問題になることは少ないと思いますが、一番安全なのは、許可をとっておくことです。今後やるものについては最初に撮影する時に今後過去の作品を展示会という形で、館内限りでアーカイブ的に利用するという形で承諾をとっておくのが一番安全です。

昔やったものを展示したいが、許可をとっていないという場合は今私が申し上げた所を気にしながら大丈夫かどうか判断していくわけですが、現実問題としては権利にうるさいプロダクション

かどうかなども判断に影響します。話は脱線しますが、ジャニーズなんかは一般に権利にうるさいと言われていまして、肖像などの二次利用はほぼ絶望的ですし、一方では、地元出身の方なんかだと地元の発展のためにぜひお役立てくださいと快く承諾してくれる場合もありますので、そこはケースバイケースで判断して頂いて、一般論としては申し上げたようなことになるとと思います。

**高橋:** 最近の具体例で、写真を撮った時に広報や新聞に提供しても構わないという形で提供を受けた場合には、博物館の展示に利用してもよいという認識でよろしいですか。

**小林:** そこは利用・対応ごとに許可をとって頂く。新聞に載せるのを許可するからといって、新聞は一過性のものなので良いが、博物館の資料としてずっと展示・保存されるのはずっと残るのでいやだという方がいるかもしれませんので、どういう利用をするかという所は許可をとっておく。あまり細かく列挙するとそんなに沢山いやだと言う方もいらっしゃると思いますので、そこはテクニックが必要になるかなと思います。

**司会:** 広報の写真が移管されてきている博物館は多いと思います。そういった方面からのご質問がありがたい方もいらっしゃると思いますが、いかがでしょうか。

**小野:** 市川市歴史博物館の小野と申します。ご確認したいのですが、小林先生のお話くださったレジュメの中の、権利制限規定のところ、「企画展の展示パネル作成のため、市販されている書籍から図、絵、記事などを利用したい」という所ですが、これは参考資料程度であれば展示で使ってもいいということでしょうか。

**小林:** 引用するものをメインにしては駄目ですが、いくつか説明がある中の一つとして挙げるのは問題ないことが多いと思います。図録や解説書の中で、いくつかこれという形で引用されているものはいいですが、引用されたものがメインになっている図録・図説はこの規定にあたらぬので駄目ということです。

**小野:** 最後の方でウェブの関係で、博物館のホームページの中で館蔵資料をウェブに載せるのはあまり好ましくないということが書かれていますが、これはいかがでしょうか。例えばホームページに塩田に関係したザルなどの塩づくりの道具を載せているのですけれども、こういうものはどうなのでしょう。

小林：ザル等の資料は著作権法の対象になってこないのが、写真や動画を撮ってウェブに上げていいですが、解説文は著作権法で



保護されます。資料と解説と一緒に写真に撮ってウェブに上げるとなると、文章の方が気になりますね。

豊川：千葉県立中央博物館の豊川と申します。小林先生に3点ばかり教えて頂きたいのですが、映像資料の利用で、利用条件として、そこに映っている人の許諾を得た上で、上映できるという理解でよろしいかということと、非営利目的にも関わらず実演家の方に報酬が発生した場合はあてはまらないかということですか。

小林：一つ目のご質問ですけれども、権利者の方の許諾を得ている場合は問題がありません。ここで言う権利制限規定というのは、許諾がなくても使えるかどうかという話で、非営利目的で入館者や観衆から料金を受けない、かつ実演家等にも報酬を払わないという場合には、許諾がなくても館内上映ができます。

豊川：来年民俗上映会を企画しているのですけれども、そこに映った方に万が一許諾が得られない場合、非営利目的なら問題ないという認識でよろしいでしょうか。

小林：理屈的にいいますと、許諾が得られない方が一人でもいる場合は駄目ということになってしまいます。これは著作権の問題で、肖像権との関係でも、許諾が得られないと、受忍限度を超えるかどうかを考えなければならないので、要検討ということですね。何人も映っていて一人だけ連絡がとれないという場合、お蔵入りさせてしまうのかということ、そこは決断と勇気が必要になります。リスクは低いと言えるかどうか、リスクが高いものはもちろんやめるべきですし、リスクがそこそこあるという時も、公的な機関が行うとなるとなかなか対応はとりにくい。理屈上はかなりリスクが低いという時は、ご英断頂くということも実際はあるだろうと思います。法律的に分析すると、完全にクリアでない部分が残るのはやむをえないと思います。

豊川：デジタルアーカイブのことで、県立の博物館はウェブ上で所蔵資料の公開を進めているのですが、本日のレジュメを見るとあまり好ましくないということになるのでしょうか。

小林：上がっている資料はどのようなものかということだと思います。今日見た四つのステップのうちの著作権が働いてくるものであって、なおかつ著作権の保護期間内にあたるものも許可なく勝手にネット配信すると権利侵害にあたります。ですから何が上げられているか、ということですね。保護期間内でも、予め同意が得られているものは問題なくできるということになると思います。

司会：最後に事前に頂いた質問のなかから比較的皆さんに共通するようなものを代表質問という形で何点か質問させて頂いて、しめくりとさせて頂ければと思います。

皆様からかなり質問が多かったことがございまして、今のお話で解決されたこともあると思いますけれども、確認をさせて頂きたいと思います。連絡の取れない対象者がいるという場合は基本的にはやる努力をして駄目なら駄目と、とにかく努力をなさйтеということよろしいでしょうか。

小林：努力はしてくださいということですね。努力をしたけれど駄目だったという場合はご説明した通りで、そこまで頑張ればよいということですか。

質問の中に、お子さんの集合写真があって全員に連絡が取れないというものがありました。多分これは連絡が取れないと思いますが、そういう場合はリスクを判断して、やるかやらないか各館の判断でということになるのでしょうか。

今のは、実は2つの問題がミックスされています。写真について著作権を持つ人は被写体ではなく写真撮った人です。この場合、許可をとるのは写真を撮った人またはその相続人です。対して写っている個々人に許可をとるのは肖像権の話で、少し変わってきます。繰り返しになりますが、お子さんの後が追えないという場合でも受忍限度の範囲内であろうという公開については肖像権侵害にはならないので、同意がなかったとしても公開の道はあるということですか。

司会：萩原先生の方なのですが、個人情報のところで、皆さんからお寄せ頂いた中で、研究者への情報提供の範囲についてご質問がありました。具体的に言うと、資料提供者や旧家について興味を持った方から所在地や経歴などこと細かに尋ねられたが、個人情報の関係からどこまで回答可能なのか判断に迷うことがある。この場合は研究者に対してどこまで開示していいかということになると思いますが、いかがでしょうか。

萩原：やはり個人情報である以上は、本来ご本人の了承を得ないとやってはいけないことなのです。問題になるのは、どうしても連絡がとれない場合ですね。先ほどから著作権の方でも言われていることと同じくリスク判断になります。私は、基本的には相手が研究者であるからといって個人情報で重要な部分が絡むことがわかっている場合は提供しない方がいいと考えます。あまり個人情報保護に関しては甘く考えない方がいいと思います。

司会：資料を受け入れた時点で館はかなり個人情報を得ていると思いますが、それを研究者であるからといって無条件に提供してはいけないということですね。

萩原：先ほどから言われています肖像権については、有名なところだと、NHKの「新日本紀行」の再放送で映り込んでいる人全てに承諾をとったということがあります。NHKもそこまでやっているということで、肖像権も深刻に考えた方がいいと思います。

司会：それではそろそろお時間になりましたので、今回の平成27年度千葉県博物館協会調査研究報告会を閉会させて頂きたいと思います。

それでは閉会にあたりまして調査研究委員会理事の県立現代産業科学館小野館長からご挨拶をしたいと思います。

小野：ご参加の皆様、年末のお忙しい中お集まり頂きありがとうございました。県立中央博物館副館長でいらっしゃいます萩原恭一先生と骨董通り法律事務所弁護士の小林利明先生におかれましては、お忙しい中快くご準備頂き本当にありがとうございました。

講演拝聴致しまして、私も学校現場出身なものですから、あまり著作権・肖像権は気にとめていなかったところがございますけれども、萩原先生には県の個人情報保護条例のイロハを教えてくださいました。きっかけは、苦情を申し込んできたという方から、災いを転じて福と為すというように、そこから対応をされたということでございました。バスを待つ少女の写真の肖像権に関しては、目から鱗が落ちる気が致しました。本当にご丁寧な説明ありがとうございました。小林先生におかれましては、我々にもわかりやすく、的確にご説明頂き本当にありがとうございました。何度もプロセスの図が出てきまして、やはり考え方の基本に立ち返って、いくつも問題が重なったものは、なかなか本質が見えないのですが、きちんとしたプロセスで、フローを

流して考えていくのは非常に大事なのだと改めて思いました。やはり先生方にお話頂いた所で微妙な所は我々にわからないこともございましたが、やはり考え方の背景にどういったものがあるのかということの説明して頂きわかりやすかったと思います。本当にありがとうございました。

今日この研修会はなかなか一日で足りるというようなものではございません。引き続き皆様が考えていくというのが非常に大事なことなのかなと思います。各館園共に置かれた立場や場所、人数、問題等も色々違ってきますけれども、それに対して今日二人の先生にご示唆頂いた考え方や調べ方を、ひとつ参考にして頂いて、邁進して頂ければと思います。

また、本日お集まり頂いたことも何かの縁でございますので、ぜひ横のつながり、縦のつながりを大事にして頂きまして、こういったなかなか難しい問題をどうしたらいいのかお互いに相談できる相手になって頂ければと思っております。最後に、ここにお集まりの皆様のご健康と活躍をご祈念致します。また来年もよい年になりますようにお祈り致します。本日はどうもありがとうございました。

# 「千葉県博物館協会 研究報告会」平成27年12月11日アンケート

参加者数	43	名		
回収数	22	枚	回収率（講師・委員等を除く）	62.90%

満足度	満足	9	おおむね満足	13	やや不満	0	不満	0
-----	----	---	--------	----	------	---	----	---

満足・やや満足の比率 100%

不満または満足の理由	具体的なことがらが多々聞かれた
	とても参考になりました。
	具体的な事例からわかりやすかった。
	普段の疑問が解消されました。
	何気にしていたことが著作権法上違法と知ったのが驚きでした。
	今まではっきりとした線引きがわからなくなったが今日の話聞いてある程度理解することができた。
	著作権法の思考フローチャートは参考になります。(資料のデジタル化チャートを含む)特に古文書・村絵図などで活用・考慮していきたいと思います。
	内容については博物館行政以外の職場においても活用できることであり、とても参考になりました。
	開催場所も毎年市川市で開催するのはいかがなものでしょうか。千葉県中央で開催するのが良いと思います。
	具体的な内容で、大変勉強になります。ありがとうございました。
	疑問が解決できた。
	もっと個別の質問があったが、時間が足りずに残念。
	個々の事例に対する判断基準の考え方について大変勉強になった。
	小林氏のパワポの字が小さすぎて一部読めずに残念。県博協のホームページに貼り付けませんか(著作権問題がありや?)
	内容としてとても濃く、貴重なお話しでした。ありがとうございます。勉強になりました。しかし最後の質疑応答でもう少し時間があるといいかと思いました。第2回もあるかと思いました。
	とても勉強になりました。今まで、少し甘く考えていたところがあったのを反省しています。今後、ここできいたお話しを、普段の業務に生かしたいと思います。
具体例がためになりました。	
自分も本市も甘いと思い知らされました。	

参考になったこと	博物館業務と個人情報保護
	博物館活動と著作権・肖像権・個人情報・プライバシー
	質疑・討論

今後の研究報告会 や会誌でとりあげ てほしいテーマ	今年と同様に著作権・肖像権関係を取りあげてほしい。
	またこのテーマで実施してほしい。
	今回の続編を希望します。弁護士の方の話を直接きくことができ参考になりました。
	資・史料の保存・保管等。
	質疑・討論でもわかりましたが、法的問題はむずかしい。個別事例をたくさん集めてさらに深めた報告会を希望します。
	引き続き著作権についてお願いします。
	ミュージアムちばのバックナンバーのPDFのWebサイトでの公開を進めて欲しい。
	今回の問題は、各館が具体的問題をもっていてそれぞれの答えはいろいろの館の参考になりました。

## 平成27年度 千葉県博物館協会加盟館園一覧

No.	館 園 名	〒	住 所	T E L	F A X
1	我孫子市鳥の博物館	270-1145	我孫子市高野山234-3	04-7185-2212	04-7185-0639
2	いすみ市郷土資料館	298-0124	いすみ市弥正93-1	0470-86-3708	0470-86-3708
3	市川市芳澤ガーデンギャラリー	272-0826	市川市真間5-1-18	047-374-7687	047-374-2588
4	市原湖畔美術館(市原市水と彫刻の丘)	290-0554	市原市不入75-1	0436-98-1525	0436-98-1521
5	稲毛民間航空記念館	261-0003	千葉市美浜区高浜7-2-2	043-277-9000	043-277-9000
6	犬吠埼マリナーパーク	288-0012	銚子市犬吠埼9575-1	0479-24-0451	0479-24-0449
7	伊能忠敬記念館	287-0003	香取市佐原イ1722-1	0478-54-1118	0478-54-3649
8	印西市立印旛歴史民俗資料館	270-1616	印西市岩戸1742	0476-99-0002	0476-99-2223
9	浦安市郷土博物館	279-0004	浦安市猫実1-2-7	047-305-4300	047-305-7744
10	大原幽学記念館	289-0502	旭市長部345-2	0479-68-4933	0479-68-4445
11	御宿町歴史民俗資料館	299-5102	夷隅郡御宿町久保2200	0470-68-4311	0470-68-4311
12	海岸美術館	295-0014	南房総市千倉町川戸550	0470-44-2611	0470-44-4439
13	風の資料館「航風館」	299-4403	長生郡睦沢町上市場667-3	0475-44-2101	0475-44-2101
14	香取神宮宝物館	287-0017	香取市香取1697	0478-57-3211	0478-57-3214
15	金谷美術館	299-1861	富津市金谷2146-1	0439-69-8111	0439-69-8444
16	鹿野山神野寺宝物拝観所	292-1155	君津市鹿野山324-1	0439-37-2351	0439-37-2352
17	鎌ヶ谷市郷土資料館	273-0124	鎌ヶ谷市中央1-8-31	047-445-1030	047-443-4502
18	鴨川シーワールド	296-0041	鴨川市東町1464-18	04-7093-4803	04-7093-3084
19	鴨川市郷土資料館	296-0001	鴨川市横渚1401-6	04-7093-3800	04-7093-1101
20	木更津市郷土博物館金のすず	292-0044	木更津市太田2-16-2	0438-23-0011	0438-23-2230
21	君津市立久留里城址資料館	292-0422	君津市久留里字内山	0439-27-3478	0439-27-3452
22	航空科学博物館	289-1608	山武郡芝山町岩山111-3	0479-78-0557	0479-78-0560
23	国立歴史民俗博物館	285-8507	佐倉市城内町117	043-486-0123	043-486-4211
24	佐倉市立美術館	285-0023	佐倉市新町210	043-485-7851	043-485-9892
25	佐藤佐太郎記念福富雷童記念江畑美術館	289-2612	旭市蛇園字出清水2516	0479-55-3100	0479-55-5750
26	山武市歴史民俗資料館	289-1324	山武市殿台343-2	0475-82-2842	0475-82-2842
27	芝山町立芝山古墳・はにわ博物館	289-1619	山武郡芝山町芝山438-1	0479-77-1828	0479-77-2969
28	城西国際大学水田美術館	283-8555	東金市求名1	0475-53-2562	0475-55-3265
29	白浜海洋美術館	295-0102	南房総市白浜町白浜628-1	0470-38-4551	0470-38-4551
30	市立市川考古博物館	272-0837	市川市堀之内2-26-1	047-373-2202	047-373-2205
31	市立市川自然博物館	272-0801	市川市大町284	047-339-0477	047-339-1210
32	市立市川歴史博物館	272-0837	市川市堀之内2-27-1	047-373-6351	047-373-6352
33	白井市郷土資料館	270-1422	白井市復1148-8	047-492-1124	047-492-8016
34	白井そろばん博物館	270-1422	白井市復1459-12	047-492-8890	047-492-8890
35	宗吾霊宝殿・宗吾御一代記館	286-0004	成田市宗吾1-558	0476-27-3131	0476-27-3135
36	袖ヶ浦市郷土博物館	299-0255	袖ヶ浦市下新田1133	0438-63-0811	0438-63-3693
37	館山市立博物館	294-0036	館山市館山351-2	0470-23-5212	0470-23-5213
38	千葉経済大学地域経済博物館	263-0021	千葉市稲毛区轟町3-59-5	043-253-9111	043-254-6600
39	千葉県酪農のさと	299-2507	南房総市大井686	0470-46-8181	0470-46-8182
40	千葉県立現代産業科学館	272-0015	市川市鬼高1-1-3	047-379-2000	047-379-2221

No.	館 園 名	〒	住 所	T E L	F A X
41	千葉県立関宿城博物館	270-0201	野田市関宿三軒家143-4	04-7196-1400	04-7196-3737
42	千葉県立中央博物館	260-8682	千葉市中央区青葉町955-2	043-265-3111	043-266-2481
43	千葉県立美術館	260-0024	千葉市中央区中央港1-10-1	043-242-8311	043-241-7880
44	千葉県立房総のむら	270-1506	印旛郡栄町竜角寺1028	0476-95-3333	0476-95-3330
45	千葉市科学館	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1	043-308-0511	043-308-0520
46	千葉市美術館	260-8733	千葉市中央区中央3-10-8	043-221-2311	043-221-2316
47	千葉市立加曾利貝塚博物館	264-0028	千葉市若葉区桜木8-33-1	043-231-0129	043-231-4986
48	千葉市立郷土博物館	260-0856	千葉市中央区亥鼻1-6-1	043-222-8231	043-225-7106
49	長南町郷土資料館	297-0121	長生郡長南町長南2127-1	0475-46-1194	0475-46-1194
50	DIC川村記念美術館	285-8505	佐倉市坂戸631	043-498-2672	043-498-2139
51	流山市立博物館	270-0176	流山市加1-1225-6	04-7159-3434	04-7159-9998
52	成田山書道美術館	286-0023	成田市成田640	0476-24-0774	0476-23-2218
53	成田山霊光館	286-0021	成田市土屋238	0476-22-0234	0476-22-0242
54	成田市三里塚御料牧場記念館	286-0116	成田市三里塚御料1-34	0476-35-0442	0476-35-0442
55	成田市下総歴史民俗資料館	289-0108	成田市高岡1500	0476-96-0080	0476-96-0080
56	成田羊羹資料館	286-0032	成田市上町500	0476-22-2266	0476-22-1661
57	野田市郷土博物館	278-0037	野田市野田370	04-7124-6851	04-7124-6866
58	野田市立中央小学校教育史料館(休館中)	278-0037	野田市野田611	04-7122-2116	04-7122-2117
59	菱川師宣記念館(鋸南町歴史民俗資料館)	299-1908	安房郡鋸南町吉浜516	0470-55-4061	0470-55-1585
60	廣池千九郎記念館	277-8654	柏市光ヶ丘2-1-1	04-7173-3023	04-7173-3988
61	ふなばしアンデルセン公園子ども美術館	274-0054	船橋市金堀町525	047-457-6661	047-457-7584
62	船橋市郷土資料館(H29年4月末まで休館)	274-0077	船橋市薬圃台4-25-19	047-465-9680	047-467-1399
63	船橋市飛ノ台史跡公園博物館	273-0021	船橋市海神4-27-2	047-495-1325	047-435-7450
64	平成美術館	274-0824	船橋市前原東1-1-1	047-473-1210	047-476-2720
65	房総浮世繪美術館	297-0222	長生郡長柄町大庭172	0475-35-2001	0475-35-2001
66	麻雀博物館	299-4502	いすみ市岬町中原1-2	0470-87-8886	0470-87-8806
67	松戸市立博物館	270-2252	松戸市千駄堀671	047-384-8181	047-384-8194
68	松山庭園美術館	289-2152	匝瑳市松山630	0479-79-0091	0479-73-6716
69	睦沢町立歴史民俗資料館	299-4413	長生郡睦沢町上之郷1654-1	0475-44-0290	0475-44-0213
70	茂原市立美術館・郷土資料館	297-0029	茂原市高師1345-1	0475-26-2131	0475-26-2132
71	八街市郷土資料館	289-1115	八街市八街ほ800-3	043-443-1726	043-443-1726
72	八千代市立郷土博物館	276-0028	八千代市村上1170-2	047-484-9011	047-482-9041
73	夢紫美術館	289-0313	香取市小見川581	0478-83-1089	0478-83-1092
74	歴史の里 芝山ミュージアム	289-1619	山武郡芝山町芝山298	0479-77-0004	0479-77-1393
75	和洋女子大学文化資料館	272-0827	市川市国府台2-3-1	047-371-2494	047-371-2494



MUSEUMちば 第44号

2016年4月24日

---

発行 千葉県博物館協会

〒260-8682 千葉市中央区青葉町955-2

千葉県立中央博物館内

TEL 043(265)3111

<http://www.chiba-web.com/chibahaku/index.html>

編集 千葉県博物館協会調査研究委員会

印刷 松樹印刷株式会社

習志野市鷺沼1-15-16

---